

緑豊かな自然と共生する
安全で健康な文化都市・北本

北本市環境基本計画 年次報告書

平成22年度版（平成21年度の状況）

北 本 市

第1節 北本市の概要

1 位置・交通

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 5.8km、南北 5.3km、面積 19.84 km²を有し、都心から約 45 km 圏に位置しています。

市の中心部を JR 高崎線が走り、上野駅まで 45 分で結ばれています。さらに、平成 13 年 12 月には湘南新宿ラインが開通し、現在では新宿駅まで 50 分で結ばれ、都心、京浜方面への交通利便性が高まりました。また、南部地域には新駅の設置も検討されています。

道路については、国道 17 号線が南北に JR 高崎線と平行しています。また、首都圏中央連絡自動車道、川島 IC～八王子 JC 間の開通により都心を迂回し中央自動車道への乗り入れが容易になり、山梨、南信方面へ交通利便性が向上されました。今後のさらなる発展が期待されます。

2 沿革

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和 34 年に町制施行により北本町となりました。

町制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県の 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

その後も住宅都市としての発展を続け、平成 21 年現在、人口 7 万人を超える都市となっています。

図 1-1 北本市の位置



3 人口・世帯

本市は首都圏の住宅都市として人口の増加が続いてきましたが、近年ではその伸びも鈍化傾向にあります。平成21年10月1日現在の人口は、70,493人（男35,198人、女35,295人）で、平成12年からの9年間で677人、率として1.0%増となっていますが、増加率は横ばい状態にあります。

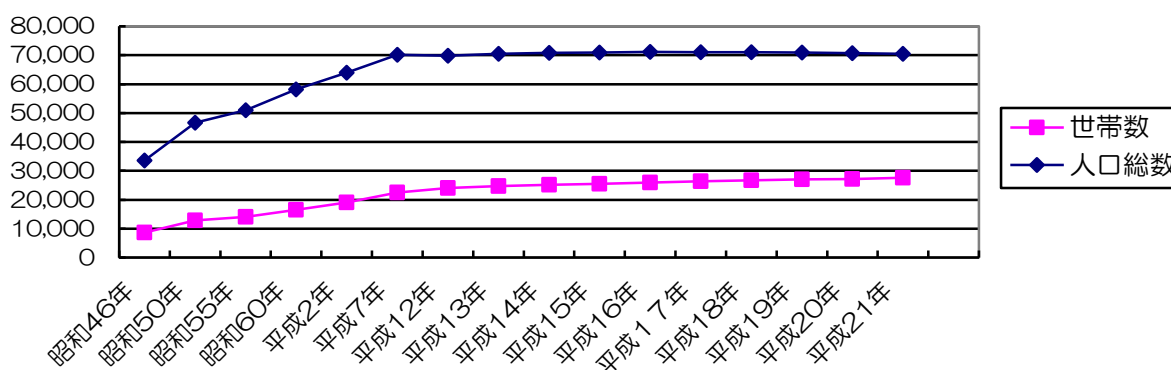
世帯数は、27,569世帯でこの9年間で3,573世帯、14.9%の増加が見られ、核家族化が引き続き進行しています。

表1-1 世帯数・人口の推移

区分	世帯数	人口総数	男	女
昭和46年	8,667	33,561	16,999	16,562
昭和50年	12,880	46,665	23,619	23,046
昭和55年	14,077	50,970	25,660	25,310
昭和60年	16,498	58,172	29,185	28,987
平成2年	19,043	63,916	32,100	31,816
平成7年	22,461	70,139	35,204	34,935
平成12年	23,996	69,816	35,054	34,762
平成20年	27,153	70,667	35,354	35,313
平成21年	27,569	70,493	35,198	35,295

（各年10月1日現在、資料：住民基本台帳 単位：人）

図1-2 世帯数・人口の推移



4 産業

平成18年に実施した事業所・企業統計調査（簡易調査）によると、就業者（従業者）数は19,881人で、産業大分類別従業者数（民営）は、「卸売・小売業」が4,821人で全体の24.2%を占めて最も多く、以下「サービス業」「製造業」「医療、福祉」「飲食店、宿泊業」の順で続いており、これら5産業で全体の79.5%を占めています。

平成16年の調査と比べると、全体で2,963人の増加となっており、「サービス業」が946人の増（40.0%増）、「医療・福祉」が619人の増（31.4%増）などとなっています。

一方、減少したのは「建設業」が105人の減（8.0%減）「金融・保険業」が31人の減（10.9%減）などとなっています。

5 土地利用

地目別土地面積の状況は、平成22年1月1日現在、宅地が40.0%、次いで畑が26.9%、雑種地が8.5%となっています。16年前（平成5年）の状況と比較してみると、田・畑が5.3ポイント104.6ha、山林が1.7ポイント33.9ha減少したのに対して、宅地が4.0ポイント79.9ha増加し、都市開発による宅地化が進み田・畑・山林等、緑のオープンスペースが、年々減少している状況となっています。

また、市街化区域の割合は34.4%から36.3%、市街化調整区域は65.6%から63.7%となっています。

表1-2 地目別土地面積の推移

単位：ha（各年1月1日現在）

年	総面積	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他
平成元	1,963.0	96.5	645.0	675.2	124.0	—	1.6	115.9	304.8
2	1,981.0	90.8	640.1	691.7	120.0	—	1.6	118.1	318.7
3	1,981.0	90.0	633.3	698.7	119.0	—	1.6	119.3	319.1
4	1,981.0	89.6	625.9	704.3	117.0	—	1.5	122.1	320.6
5	1,981.0	87.3	614.3	713.8	114.4	—	1.5	126.4	323.3
6	1,981.0	77.2	603.2	726.5	102.9	—	1.5	145.5	324.2
7	1,981.0	67.8	598.3	736.7	101.3	—	1.5	149.1	326.3
8	1,984.0	67.2	592.7	740.2	99.7	—	1.5	152.1	330.6
9	1,984.0	66.8	587.9	746.1	97.8	—	1.5	150.7	333.2
10	1,984.0	66.4	581.4	751.8	96.5	—	1.5	152.3	334.1
11	1,984.0	66.1	577.1	756.1	95.6	—	1.5	150.0	337.6
12	1,984.0	64.8	572.4	758.6	94.9	—	1.5	158.4	333.4
13	1,984.0	64.6	565.3	763.9	93.3	—	1.5	159.8	335.6
14	1,984.0	64.3	562.1	768.2	91.7	—	1.5	159.5	336.7
15	1,984.0	64.1	557.9	771.9	89.5	—	1.5	161.7	337.4
16	1,984.0	64.1	555.5	777.1	88.0	—	1.5	158.9	338.9
17	1,984.0	64.0	552.5	781.8	86.4	—	1.5	158.4	339.4
18	1984.0	63.9	549.2	784.8	85.4	—	1.5	159.3	339.9
19	1984.0	63.9	544.1	789.2	83.3	—	1.5	161.5	340.5
20	1984.0	63.5	539.1	793.3	82.1	—	1.5	163.5	341.0
21	1984.0	63.3	533.8	793.7	80.6	—	1.5	168.6	342.5

資料：税務課

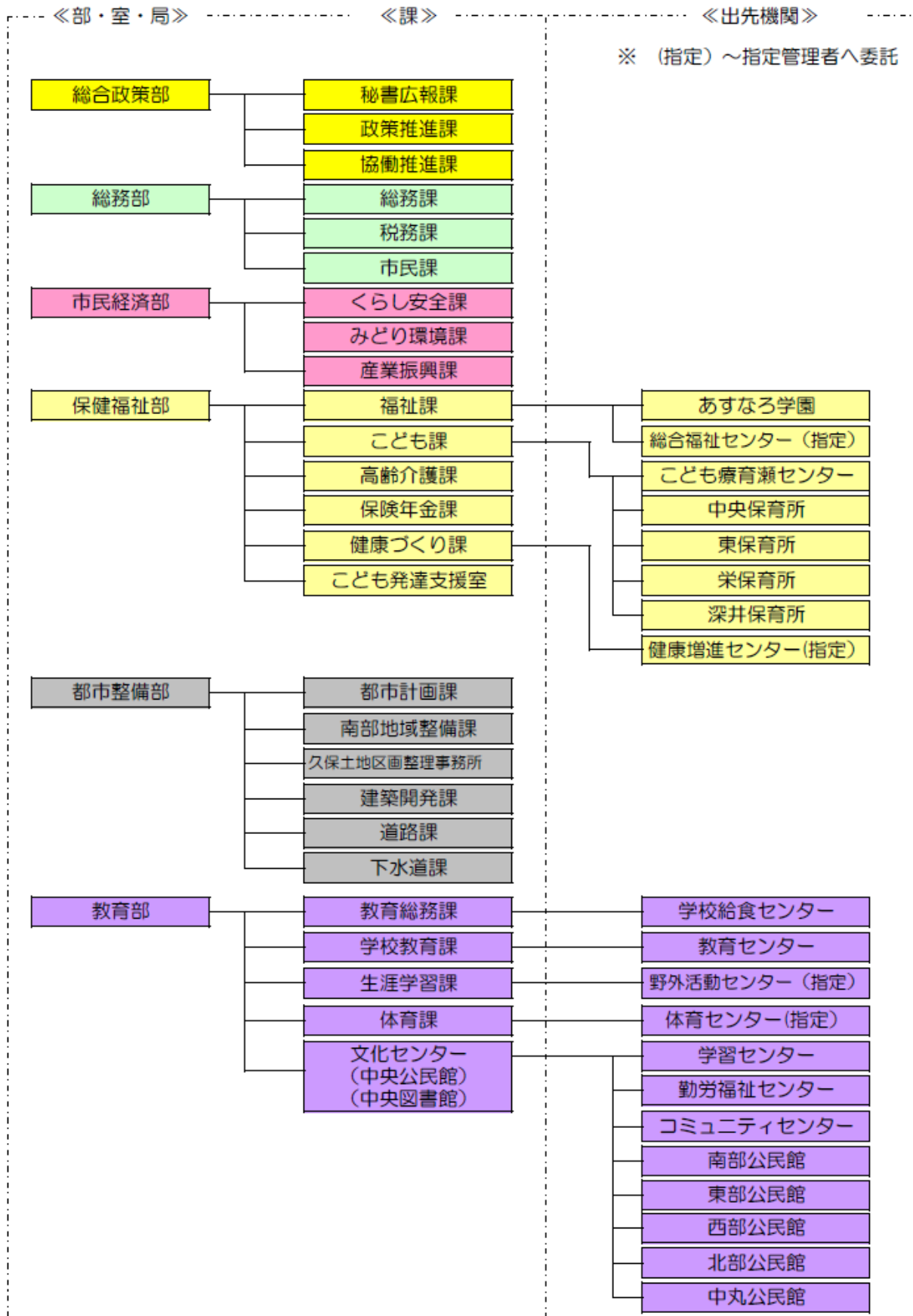
表 1-3 都市計画区域面積及び都市計画用途地域別面積

平成22年4月1日現在

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)
◇都市計画区域	1984.0	100.0
市街化区域	720.6	36.3
市街化調整区域	1,263.4	63.7
◇都市計画用途地域	720.6	100.0
第一種低層住居専用地域	336.5	46.7
第一種中高層住居専用地域	71.9	10.0
第二種中高層住居専用地域	8.5	1.2
第一種住居地域	166.8	23.1
第二種住居地域	48.4	6.7
準住居地域	19.0	2.6
近隣商業地域	9.5	1.3
商業地域	9.0	1.2
準工業地域	22.0	3.1
工業専用地域	29.0	4.1

資料 都市計画課

6.組織体制（平成22年3月31日現在）



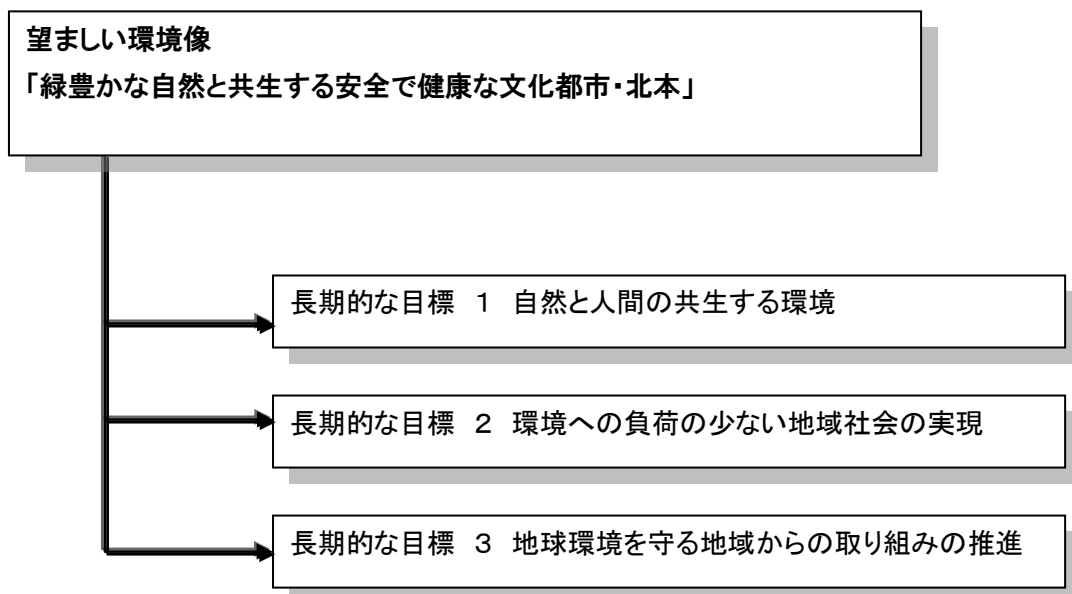
2節 環境基本計画の概要

1 計画の目標

(1) 望ましい環境像

環境面からみた北本市の将来あるべき姿を、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」として掲げています。

北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。私たちは、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を進め、将来の世代へ継承していかなければなりません。また、大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり、ずっと暮らし続けたいまち・北本とするため、市・市民・事業者・民間団体が、それぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



(2) 長期的な目標

北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために、次の三つの長期的な目標を設定しました。

長期的な目標1 自然と人間の共生する環境

北本市は、かつて武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神にやすらぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

北本市のごみ排出量は年々増加する傾向にあり、その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の一因となっています。

また、最近、特に健康や次世代への影響が心配されているダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）、光化学オキシダントなどの化学物質に関連する問題は、経済性・利便性や快適さを追求する私たちの生活や事業活動を支える、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムへの警鐘となっています。有害な化学物質については、適切な情報の提供や危機（リスク）の回避方法の周知が必要です。

このような環境への負荷を増幅する問題に対しては、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、環境への負荷の小さな地域社会を作りあげることが、根本的な問題解決策として重要です。

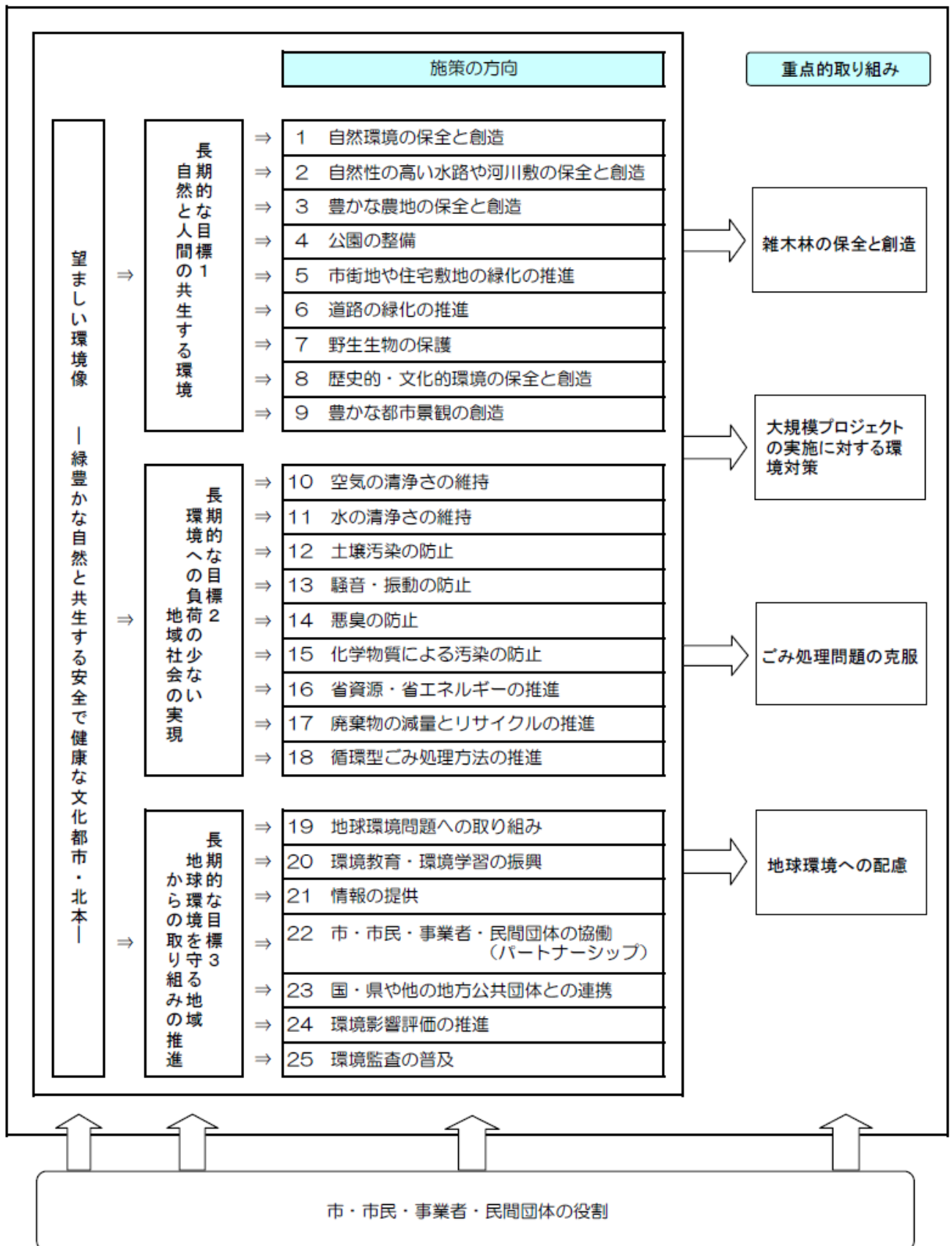
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

私たちの暮らしの快適さは、天然資源を大量に採取し、エネルギー源または生産・生活物質の材料として大量に消費し、それに伴って発生する大量の廃棄物や排出ガス・排水などを自然環境に放出することで成り立っていますが、大気や河川、海洋、土壌、動植物など、基盤となる自然環境の浄化能力や再生能力（環境容量）には限りがあります。

人間活動の影響は、地球という有限な惑星にとってあまりにも巨大となり、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊をはじめとする、多様で深刻な環境問題を引き起こしています。

緑豊かな自然環境を確保することによって、環境への負荷の少ない地域社会を実現し、地球環境を守るためには、北本市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が環境保全の観点から日常の生活や事業活動を見直し、地域からの自主的な取り組みを推進していくことが必要です。

2 施策の体系

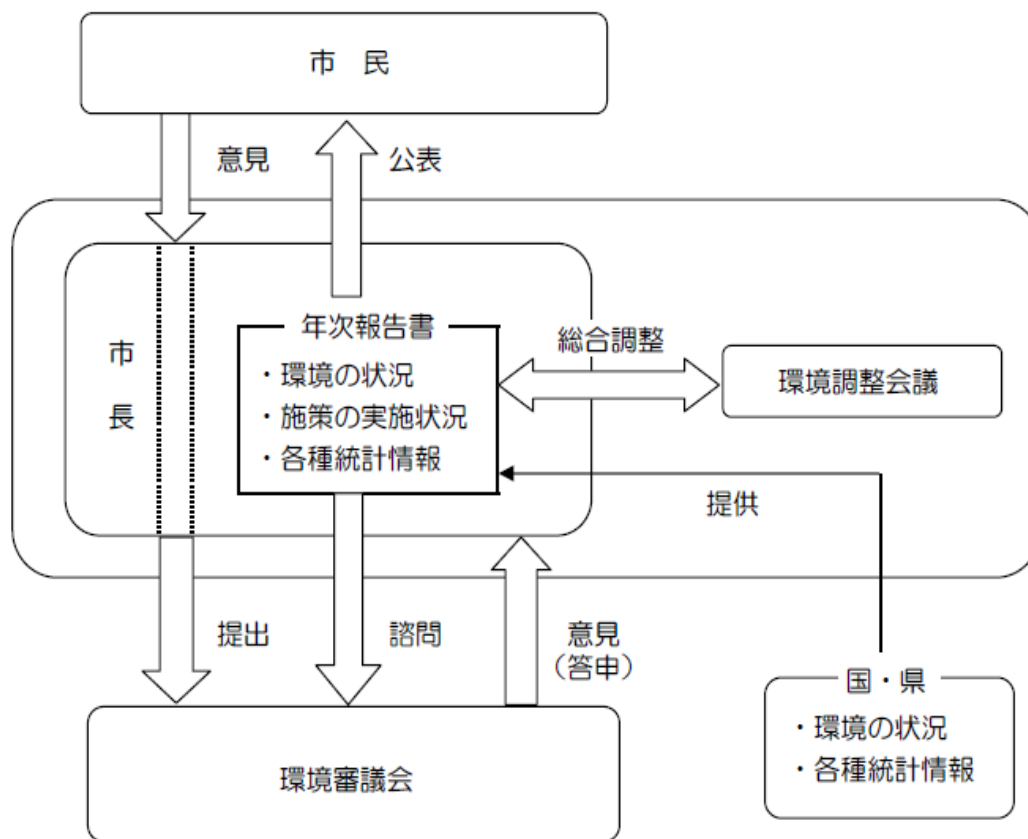


3 計画の進行管理

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価する進行管理が必要です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表（下図参照）により行います。環境基本計画第3章に示された目標などについて環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。

■ 進行管理の仕組み



市が講じる施策の方針について

北本市環境基本計画では、北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために三つの長期的な目標を掲げています。この長期的な目標を実現するために25の「施策の方向」を示しています。さらに「施策の方向」それぞれについて「平成27年度までの目標・93項目」、「市が講じる施策の方針」が示されています。それぞれの施策の方針を考慮しながら市の事務事業を総合的に推進することによって、平成27年度までの目標へ到達することが求められています。

以下に市が講じる施策の一覧を掲示します。

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
1 自然と人間の共生する環境	1 自然環境の保全と創造	1 雑木林や屋敷林の保護・保全 2 湧水や谷津の保護・保全 3 緑の保全・創造 4 自然保護に関与する住民団体への支援
	2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	1 河川の清流化・自然回復と親水性に配慮した水辺環境の整備 2 緑と水のネットワークの推進 3 水辺を利用した環境教育の推進
	3 豊かな農地の保全と創造	1 農地や生産緑地の保全 2 農業支援の構築 3 環境保全型農業の推進 4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進
	4 公園の整備	1 公園緑地の創造
	5 市街地や住宅地の緑化の推進	1 緑化の推進 2 農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及
	6 道路の緑化の推進	1 道路緑化の推進 2 水と緑のネットワーク
	7 野生生物の保護	1 生物多様性の保持による生態系の保全 2 ビオトープづくり
	8 歴史的・文化的環境の保全と創造	1 歴史的遺産の保存と活用
	9 豊かな都市景観の創造	1 魅力ある都市景観の形成 2 清潔なまちづくりの推進
2 い地域社会の実現 環境への負荷の少ない	10 空気の清浄さの維持	1 自動車排出ガス対策の推進 2 大気汚染発生源対策の推進
	11 水の清浄さの維持	1 生活排水などの浄化対策の推進 2 健全な水循環の構築 3 水質汚濁防止体制の推進 4 公共下水道の整備促進 5 水資源の有効利用

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
2 環境への負荷が少ない地域社会の実現	1 2 土壌汚染の防止	1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止の推進 2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進
	1 3 騒音・振動の防止	1 騒音・振動防止活動の推進
	1 4 悪臭の防止	1 悪臭防止活動の推進
	1 5 化学物質による汚染防止	1 化学物質による汚染防止体制の推進 2 化学物質による汚染防止活動の推進
	1 6 省資源・省エネルギーの推進	1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進 2 新エネルギーの導入
	1 7 廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ゴミの減量化・再資源化運動の推進、資源活用の奨励
	1 8 循環型ごみ処理方法の推進	1 廃棄物の適正処理の推進 2 ゼロエミッション構築の検討
3 地球環境を守る地域の取組の推進	1 9 地球環境問題への取組	1 地球温暖化防止対策の推進 2 オゾン層破壊防止対策の推進 3 酸性雨対策の推進 4 その他、地球規模の環境問題に対する対応
	2 0 環境教育・環境学習の振興	1 学校における環境教育・環境学習の推進 2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進
	2 1 情報の提供	1 環境情報の収集 2 環境情報の提供
	2 2 市・市民・事業者・民間団体との連携（パートナー）	1 環境保全活動への支援 2 市・市民・事業者・民間団体の連携
	2 3 国・県や他の地方公共団体との連携	1 国・県環境影響評価制度の活用 2 他の地方公共団体との連携
	2 4 環境影響評価の推進	1 国・県の環境影響評価制度の活用 2 市の環境影響評価制度の整備
	2 5 環境監査の普及	1 市の環境監査推進 2 事業所の環境監査支援

環境基本計画の進捗状況

市は、環境基本計画が策定された平成12年3月以降、計画に掲げた目標を達成するために、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、その結果を毎年、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめ、公表してきました。この間、市を取り巻く環境に関連する課題へ変化に対応した環境行政を推進するために平成20年3月に環境基本計画の改定を行いました。

進捗状況の把握に際しては、環境基本計画の長期的な目標に対する25の「施策の方向」ごとの「市が講じる施策の方針」に係る個別事業の取り組み状況を把握し、環境基本計画の計画期間である平成27年度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を判定し、「目標進捗状況」として示してきています。さらに、各施策の方向ごとの総合評価を掲載します。

目標進捗状況の評価基準について

進捗度	判定内容	進捗度
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向けて成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%
⑤	市が該当すべき事業がない場合	0%

目標進捗状況概況

進捗度	判定内容	H27年(2015)度までの目標数	
A	目標を概ね達成している	12目標	12.9%
B	目標に向けて成果をあげている	18目標	19.4%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	27目標	29.0%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	17目標	18.2%
E	未着手	16目標	17.2%
⑤	市が該当すべき事業がない場合	3目標	3.2%
	計	93目標	100.0%

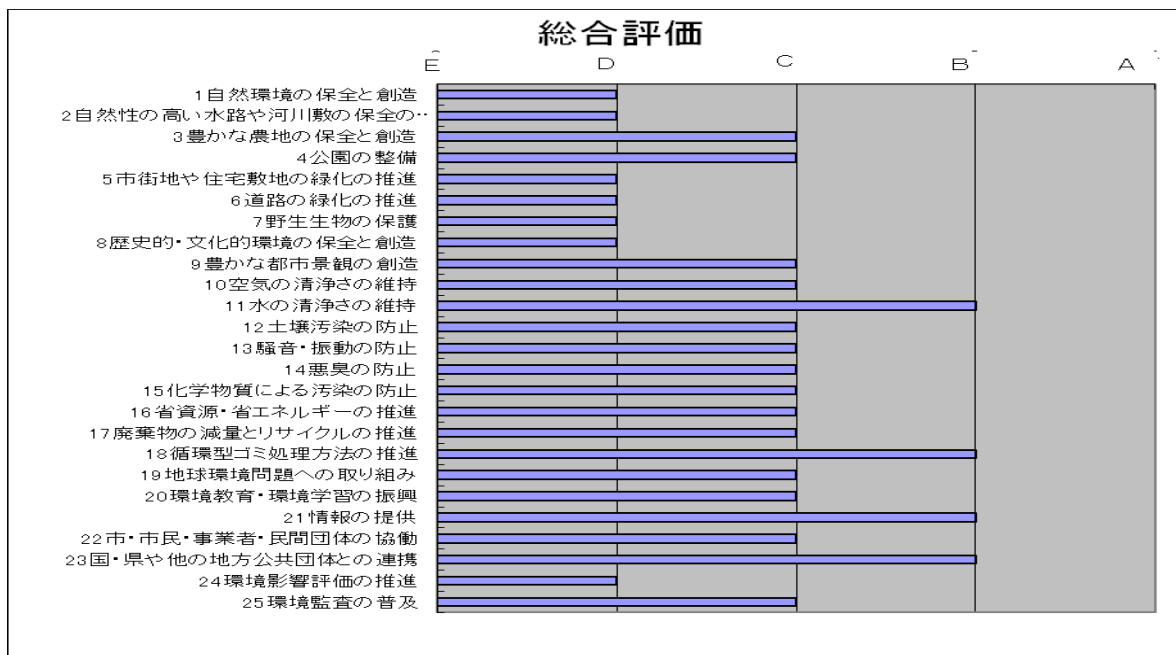
総合評価の評価方法について

各「施策の方向」中の目標進捗状況の評価A～Eをそれぞれ指数化し、施策の方向の中での平均値をA～Eにランクづけをしました。

目標進捗度	指数	総合評価	指数平均値
A	90	A	100～81
B	70	B	80～61
C	50	C	60～26
D	25	D	25～1
E	0	E	0
⑤	0	—	—

総合評価での進捗状況概況

進捗度	判定内容	施策の方向数	
A	目標を概ね達成している	0	0%
B	目標に向けて成果をあげている	4	16%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	14	56%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	7	28%
E	未着手	0	0%
	計	25	100.0%



各施策の方向総合評価（P14・P15・P16より）

平成20年度から「新たな環境基本計画」を掲げることになりました。目標年度平成27年（2015）年度に対し、平成21年度末において、市の事業として取り組みが未着手（E）のものが、全目標（93目標）のうち19目標あります。進捗度が低い主な取り組みとしては、E及びDまで含めた25の施策の方向単位で見ると、「2.自然性の高い水路や河川の保全と創造」「5.市街地や住宅敷地の緑化の推進」「6.道路の緑化の推進」「7.野生生物の保護」など、自然と人間の共生する環境に関する目標に数多く見られます。これらの取り組み内容から見ると、調査や情報・指針などの作成、市の単独事業として対応しにくい事業や大規模プロジェクト等への要請、市民・市民団体・事業者の協力が不可欠な取り組みなど、対応が長期にわたり、財政上対応が難しい取り組みなどに多く見られます。

また、各「施策の方向」に対する総合評価では、Cランク（目標に向け施策・事業が進んでいる）に達している「施策の方向」が56%、Dランク（目標に向け事業を着手しはじめた）の「施策の方向」が28%であり、合わせて84%と施策・事業の進行中のものがほとんどで、目標達成、成果のあらわれたBランクの「施策の方向」は16%と低いものの、増加しました。C、Dランクの「施策の方向」が全体の8割を超えている状況も、そのなかでの施策・事業を実施した結果、その成果の現われが長期間かかることや、財政上対応が難しいことが主な理由であると思われます。

平成20年度から、新たな環境基本計画に基づき、進捗度の進んでいる項目については、引き続き適切な維持管理と推進を図っていくとともに、進捗度が低い項目については、市と市民等との協働により効率的且つ効果的な展開が図れることを目指していきます。

目標進捗状況 (1/3)

施策の方向		平成27年(2015)度までの目標	目標進捗状況 A:達成～E;未達成						
			H20	H21					
長期的な目標1 自然と人間の共生する環境									
1 自然環境の保全と創造	①	雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。	E	E					D
	②	現存する谷津の保全方針を作成します。	B	B					
	③	環境に視点をおいた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。	D	D					
	④	市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。	C	C					
	⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E					
	⑥	高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。	Ⓔ	Ⓔ					
	⑦	土地の改変などに際して、表土を保全します。	Ⓔ	Ⓔ					
	⑧	開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。	C	C					
2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。	E	E					D
	②	河川改修においては多自然工法を導入します。	E	E					
	③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	D	D					
3 豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。	E	E					C
	②	学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など有機農法推進策を実施します。	B	B					
	③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	C	C					
	④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。	Ⓔ	Ⓔ					
4 公園の整備	①	市民1人当たりの都市公園等面積は15.0㎡を目指します。	C	C					C
	②	緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。	C	C					
	③	市内都市公園へビオトープを創出します。	C	C					
5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。	C	C					D
	②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。	E	E					
	③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。	E	E					
6 道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。	C	C					D
	②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。	D	D					
	③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。	E	E					
7 野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。	C	C					D
	②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E					
	③	サンバ・オオタカ・キツネの繁殖環境を維持保全・再生します	D	D					
8 歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。	B	B					D
	②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	E					
	③	郷土の歴史資料館を整備します。	E	E					
9 豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。	C	C					C
	②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。	B	B					

目標進捗状況 (2/3)

施策の方向		平成 27 年(2015)度までの目標					目標進捗状況 A:達成～E:未達成					総合評価	
							H20	H21					
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現													
10	空気の清浄さの維持	①	①	①	①	①							C
		②	②	②	②	②							
		③	③	③	③	③							
		④	④	④	④	④							
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤							
		⑥	⑥	⑥	⑥	⑥							
		⑦	⑦	⑦	⑦	⑦							
		⑧	⑧	⑧	⑧	⑧							
		⑨	⑨	⑨	⑨	⑨							
		⑩	⑩	⑩	⑩	⑩							
11	水の清浄さの維持	①	①	①	①	①							B
		②	②	②	②	②							
		③	③	③	③	③							
		④	④	④	④	④							
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤							
		⑥	⑥	⑥	⑥	⑥							
		⑦	⑦	⑦	⑦	⑦							
		⑧	⑧	⑧	⑧	⑧							
		⑨	⑨	⑨	⑨	⑨							
12	土壌汚染の防止	①	①	①	①	①							C
		②	②	②	②	②							
		③	③	③	③	③							
		④	④	④	④	④							
		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤							
13	騒音・振動の防止	①	①	①	①	①							C
		②	②	②	②	②							
14	悪臭の防止	①	①	①	①	①							C
15	化学物質による汚染の防止	①	①	①	①	①							C
		②	②	②	②	②							
16	省資源・省エネルギーの推進	①	①	①	①	①							C
		②	②	②	②	②							
		③	③	③	③	③							

目標進捗状況 (3/3)

施策の方向		平成 27 年(2015)度までの目標					目標進捗状況 A:達成～E:未達成						総合評価	
							H20	H21						
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現														
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。				B	B						C
		②	平成 27 年度までに燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998)度実績の 85%にします。				D	D						
		③	平成 27 年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し 25%にします。				B	B						
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルートの確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。				B	B					B	
		②	学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。				C	C						
		③	平成 27 年(2015)度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0 を目指します。				A	A						
		④	平成 20 年(2008)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。				A	A						
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取組みの推進														
19	地球環境問題への取組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。				H20	H21					C	
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。				C	C						
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。				B	B						
		④	酸性雨対策を推進します。				A	A						
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。				C	C						
		⑥	家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第 1 歩として、1 世当たりの温室効果ガス排出量を平成 2 年(1990)度レベルより 6%削減を目指します。その後、他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。				C	C						
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。				D	D					C	
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。				C	C						
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。				B	B						
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成します。				A	A					B	
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。				B	B						
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。				B	B						
		④	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。				E	E						
22	市・市民・事業者・民間団体の協働(パートナーシップ)	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。				B	B					C	
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。				C	C						
		③	市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。				C	C						
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。				B	B					B	
		②	河川や大気など、広域的取組みが重要な環境問題に関して、埼玉県中央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。				B	B						
24	環境影響評価の推進	①	土地利用・開発事業等環境配慮のしくみづくりを進め、土地利用・開発事業等の計画段階から環境への影響を極力少なくしていくことを目指します。				D	D					D	
		②	開発行為に際して、計画段階からの環境配慮と計画的な環境保全の取組みの推進に向けた調整を推進します。				D	D						
25	環境監査の普及	①	市庁舎及び文化センターにおいて ISO14001 の認証を取得し、実施内容や結果などを市民へ PR します。				A	A					C	
		②	市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。				D	D						

平成21年度の取り組みで進捗率が上がった主な項目

3-19 市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。

全国初、自治体による「第5期自主参加型国内排出量取引制度」へ参加

市ではCO₂排出量の削減推進と国内排出量取引に関するノウハウの獲得を目的として、環境省の実施する「第5期 自主参加型国内排出量取引制度」へ参加します。

なお、この制度への参加は、自治体で全国初めての取り組みとなります。

2010年度のCO₂排出量を2006～2008年度平均に対して、21t削減することを目標として、取り組みを進めていきます。

制度概要

自主参加型国内排出量取引制度は、平成17年度から開始され、これまでにのべ222の事業者が参加しています。北本市は自治体としては初の参加となります。北本市の場合では2010年度のCO₂排出量を、2006年度から2008年度の3年平均より1%以上の削減を約束し、それができない場合は他の参加者との取引により、不足分を買取ることが求められます。不足分を買取れなかった場合には、団体名が公表されることとなります。

参加対象

北本市の庁舎、文化センター、公民館、給食センター、小中学校、保育所等32ヶ所

削減目標

2010年度CO₂排出量を基準年度排出量比1%、21t削減し、2,002tとする。

基準年度排出量(2006年度～2008年度平均):2,023t(検証機関による第三者検証を経て確定する必要があり、現段階では確定値ではありません。)

排出枠の取引

- ・目標の超過分、不足分を参加者間で自由に取引可能。
- ・これまでの取引市場で売買価格の平均は、およそ1,250円/t-CO₂
- ・目標を下回り期限までに排出枠を購入しない場合は、団体名が公表される。

スケジュール

2009年度 基準年度排出量について、第三者検証機関による検証を受審

2010年度 CO₂排出削減

2011年度 2010年度のCO₂排出量につき、第三者検証機関による検証を受審
排出量実績に応じた排出枠の届出

市ホームページより

1-1 雑木林の再生への取り組み

平成22年1月広報

北本中央緑地の 雑木林再生へ

JR高崎線沿線に残されている貴重な雑木林である北本中央緑地は、「ふるさと北本」を象徴する緑地として保全が行われてきました。しかしながら、林を構成する木々が高齢化に伴い大木になり、光が林に入らなくなったり、木の立ち枯れがみられるなどその再生が課題となっています。そのため、今年度、右記の場所(中丸1丁目・約1200㎡)において萌芽更新という方法を使用した再生を試みます。

萌芽更新とは、木々の生命力を利用して伐採した切株よりでてくる新しい芽を、下草刈りなどの育成管理をすすめることにより、時間をかけて育て林の世代交代を図っていく方法です。これにより、北本中央緑地の木々の若返り本来の雑木林の姿に近づけようと考えています。このため、再生区域では、今月より数本の木だけを残し他の木は樹高

1mで伐採します。

今後、この区域の新芽の発芽状態等の経過観察し、北本中央緑地全体の雑木林再生に反映させていきます。景観がガラリと変わってしまい、皆さんは驚かれると思います。皆が、中央緑地を将来にわたり保全していくためですので、ご協力をお願いします。

◆問合せ 都市計画課公園担当(直通594-5547)



凡例（第2章第1節から第3節までの見方）

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点をのいた土地利用指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリング調査を実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

目標進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	D	H20	E	B	D	C	E	Ⓔ	C	C

目標を達成するために市が実施する事業方針です。環境基本計画に「市が講じる施策の方針」として記載されているものです。

各課個別事業の取組状況

環境基本計画の計画期間である平成27年（2015）度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を示します。網掛のある欄（例「C」）はH20に進捗度の上った目標です。

「市が講じる施策の方針」に向かった個別事業です。環境基本計画に「個別事業」として記載されているものです。

● 市民参加による雑木林の管理支援
 ・北本中央緑地においてNPO法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。
 中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）
 下草刈り・清掃・樹名板の設置 参加者55名
 雑木林に親しむ集い（指定管理事業）
 落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等 参加者103名
 地元老人会との協働草取り 参加者21名
 【協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課】

「個別事業」に対して各部署の実施した具体的な事業内容です。

進捗状況の評価基準について【平成27年（2015）度までの目標進捗状況の評価基準】

平成27年（2015）度までの目標事項に対する進捗度を下表の基準によりA～Eの各目標事項の判定にあたっては、平成21年度の個別事業の取り組み状況を精査し客観的な判定を行いました。

進捗度	判定内容	進捗率
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向け成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業がすすんでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業に着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

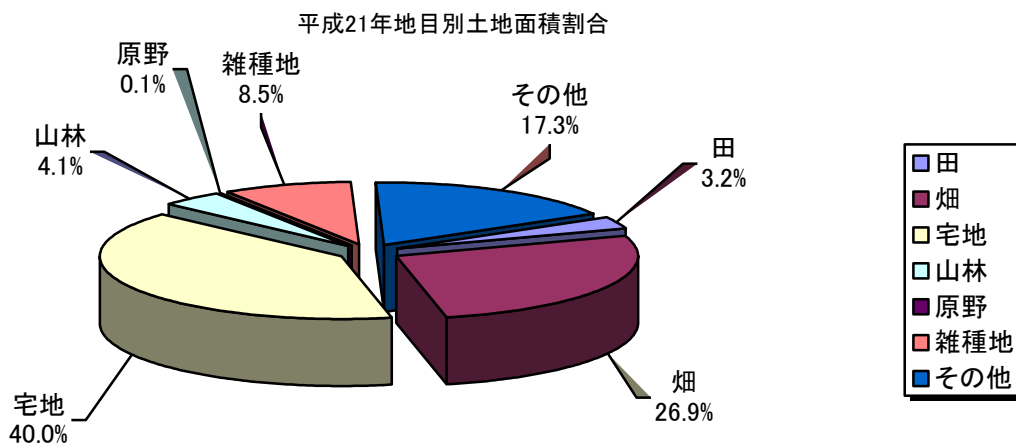
- ① 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点を置いた土地利用指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリング調査を実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	D	H20	E	B	D	C	E	Ⓔ	Ⓔ	C
		H21	E	B	D	C	E	Ⓔ	Ⓔ	C

現況と課題

本市には雑木林や屋敷林が市域全体に散在しています。また、西部地域には谷津や湧水などの貴重な自然環境が残されています。しかし、雑木林や屋敷林などの多くは民有地であり、相続を契機とした売却や宅地開発等により年々減少しています。

今後、市街化区域などにおいて都市整備とのバランスを考慮しながら、緑に囲まれた健康な文化都市の実現に向け可能な限り雑木林等を保全していくことが求められます。



各課個別事業の取組状況

1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全

● 市民参加による雑木林の管理支援

- ・北本中央緑地においてNPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。

中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）

下草刈り・清掃・樹名板の設置 参加者 52 名

雑木林に親しむ集い（指定管理事業）

落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等 参加者 80 名 （1 月 17 日(日)）

地元老人会との協働草取り 参加者 22 名

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

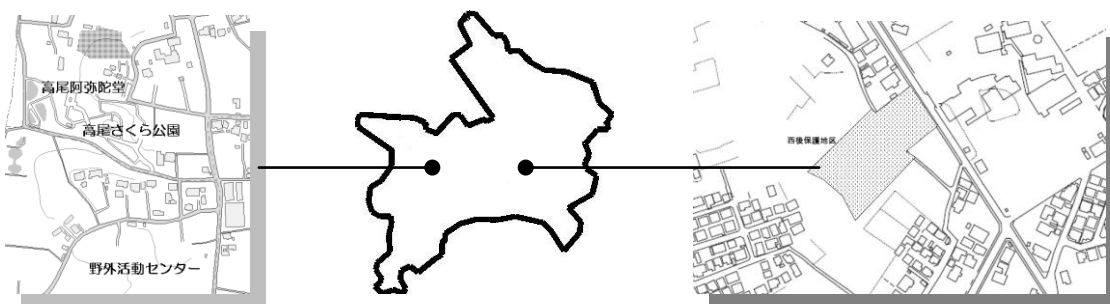
- ・カタクリ等自生地保全活動、城ヶ谷堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動への支援、さらには公共施設の里親制度による里親登録者への支援等、環境保全活動への支援を行った。

[環境保全活動等への支援：みどり環境課]

● 保護地区などの指定

- ・北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。平成 21 年度は指定解除により面積が減少した。

分類	地区数・本数等（21年度末現在）	
保護地区	2箇所	西後保護地区（0.68ha）
		高尾阿弥陀堂保護地区（0.35ha）
保護樹木	52 本（奨励樹木は 41 本）	



- ・維持管理奨励金を交付した

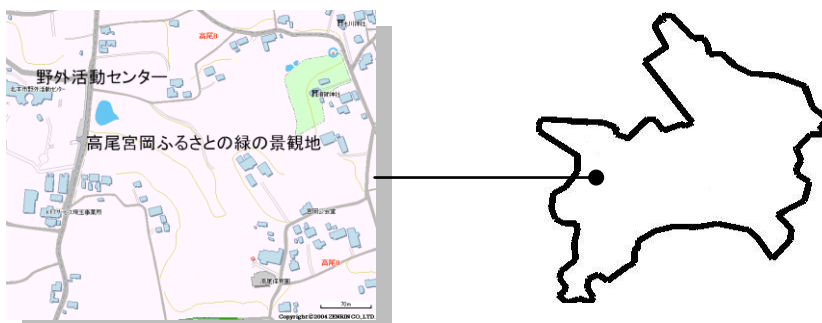
保護地区 … 固定資産税＋都市計画税＋9 円／㎡＋2,000 円／人

保護樹木 … 3,000 円／本（枯損枝落下保険加入者には 2,000 円を限度として助成金を加算）

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

- ・埼玉県が指定する「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、市内1箇所が指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。

指定箇所	面積 (ha)
高尾宮岡ふるさと緑の景観地 (埼玉県緑のトラスト保全8号地)	5.48ha (5.39ha)



[ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用：みどり環境課]

● 雑木林の公有地化検討

- ・北本中央緑地内の樹木のせん定や雑木林の公有地化を計り先行取得した土地の除草等の維持管理を行った。平成20年度整備区域の供用開始及び一部先行取得地の整備。萌芽更新による雑木林の開伐 (1,825 m²)

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に監視パトロールを実施した。

内容	回数・日付	場所
監視パトロール	60回	市内全域
一斉撤去作業(不法投棄物撤去)	平成21年11月29日(日)	荒川河川敷内

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 保護地区制度等による保護・保全

- ・「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」は、平成17年度において埼玉県により行われた県民投票にて、さいたま緑のトラスト保全第8号地に決定され、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことになりました。平成19年度に、保全整備工事を実施し、平成20年4月に一般公開された。
- ・トラスト8号地周辺の自治会から構成される「トラスト8号地里山保存会」の協力を受け、石戸小学校児童による田植え、稲刈りの体験学習を行った。

[景観地保全事業：みどり環境課]

- ・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」の積立額が、平成21年度は1,550,578円で、設立（平成16年度）からの累計額が8,477,829円（H21末）となった。

[トラスト基金：みどり環境課]

● 水源のかん養

- ・平成16年1月施行の「北本市開発指導要綱」において、開発行為に係る雨水対策抑制について従来の基準を見直し、都市計画法第33条の技術基準において必要とされる以外の雨水抑制量の基準を定めた。開発指導要綱に基づく事前協議において工場立地や宅地造成等の開発行為に対し雨水対策に係る行政指導を行った。

[雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課]



緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）

緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）



緑のトラスト保全第8号地（石戸小児童による田植え）



2 緑の保全・創造

● 緑化に関する制度の整備と充実

- ・ 旧暫定逆線引地区において新たに市街化区域に含まれた地区に地区計画を指定した。地区計画では生垣の設置や建築物の壁面後退などを基準として設けた。
- ・ 土地利用計画において、市民及び民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに指導を行った。都市計画法第58条の2に基づく行為届出0件

[地区計画：都市計画課]

● 大規模プロジェクト(特に広域幹線道路)の中での緑の保全・創造の検討

- ・ 「埼玉圏央道沿線東部地域連絡協議会」等の圏央道整備に係る各種協議会を通じて、機能補償道路や環境施設帯等の住環境へ配慮するように国等に要請している。

北本市内では南部地域の1.2km(下石戸下、ニツ家、中丸地区)を掘割構造で通過し、県道と歩道の間に環境施設帯等が設置される予定。国土交通省大宮国道事務所と連絡調整を行い、掘割区間への蓋架けを検討しており、高崎線～中仙道の区間について、大宮国道事務所と上部利用の形態、費用負担について協議を行っている。

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

- ・ (仮称)桶川インターチェンジに隣接する中丸8丁目地区では、平成20年度にまちづくりの方針を変更したことに伴い、圏央道事業による公共移転で当地区に進出を希望している企業の受け入れを検討している。

また、中丸9丁目地区においては、(株)江崎グリコの新工場が県の「田園都市産業ゾーン基本方針」に基づく第3次先導モデル地区として採択され、地区計画による民間開発を手法として進出することになった(開発面積約11.7ha)。計画では、工場地区内の外縁部には屋敷林をイメージした植栽帯(高木1,010本、中低木9,680本)が設けられるなど、緑地全体の面積は3ha以上となり、豊かな緑を配置することにより、周辺の田園環境と調和がとれた景観が創出される。

さらに、県と圏央道沿線16市町によって組織した「圏央道インターチェンジ周辺地域乱開発抑止連絡会議」では重点エリア内での一斉パトロールや広報活動を実施している。

[インターチェンジ周辺地域の開発整備事業：南部地域整備課]

- ・ 平成12年3月に策定され7年が経過した環境基本計画を平成20年3月に改定した。その中で、公共事業や、開発事業等における環境影響評価制度の設立に向けた前段階として、「土地利用、開発等に係る環境配慮指針」19項目、「大規模プロジェクト・市街地整備計画に際しての環境配慮指針」16項目を策定した。

[環境影響評価制度の設立：みどり環境課]

3 自然保護に関与する住民団体への支援

● 自然環境の保全・活用活動への支援

- ・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P21）

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

- ・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P21）

[環境保全活動への支援：環境課・みどり環境課]

- ・自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地の巡視や美化清掃等の維持管理を、高尾カタクリ保存会に委託し、下草刈、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。 [カタクリ等自生地保全活動への支援：みどり環境課・]

- ・城ヶ谷堤の桜の下草刈りや清掃等の保存活動を行っている桜堤保存会に対し、下草刈りや清掃活動に対し支援を行うとともにテングス病に侵された枝や枯れ枝等の除去を行った。

[城ヶ谷堤の桜保存活動への支援：みどり環境課・都市計画課]



カタクリ

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。
- ② 河川改修においては多自然工法を導入します。
- ③ 水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	E	E	D
		H21	E	E	D

現況と課題

市の西部を流れる荒川の河川敷は、多くの野生生物が生育・生息する豊かな自然を残しています。一方、市内を流れる水路（小河川）の多くは排水路としての整備が行われ、水辺の自然が失われており、自然回復を検討する必要があります。また、市民が水とふれあえる親水空間の整備が求められています。

各課個別事業の取組状況

1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備

●多自然型川づくりの検討

・市内を流れる水路にたい積された汚泥の浚渫工事を実施し、水路機能の回復を図った。

勝林水路 76m 宮内水路 297m 中央水路 283m

[水路浚渫工事：下水道課]

2 水と緑のネットワークの推進

●市民が親しめる水辺空間の創出

・荒川の荒井橋上流から高尾橋までの荒川左岸、全長約800m、面積約8.2ha内に、安全、快適に利用できる水辺広場や遊歩道を備えた水辺プラザの整備を国土交通省に申請し、採択された。国土交通省による整備事業となるが、周辺の高尾さくら公園や野外活動センター、トラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）を含めた地域交流の拠点として魅力ある施設とするため、検討協議会を設置し各方面からのご意見をいただいた。国土交通省では護岸工事を実施した。

[水辺プラザ整備：みどり環境課・都市計画課]



荒川河川敷の夕景



荒川

3 豊かな農地の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。
- ② 学校給食等への市内有機農産物の利用普及など、有機農法推進策を実施します。
- ③ 食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。
- ④ 市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。

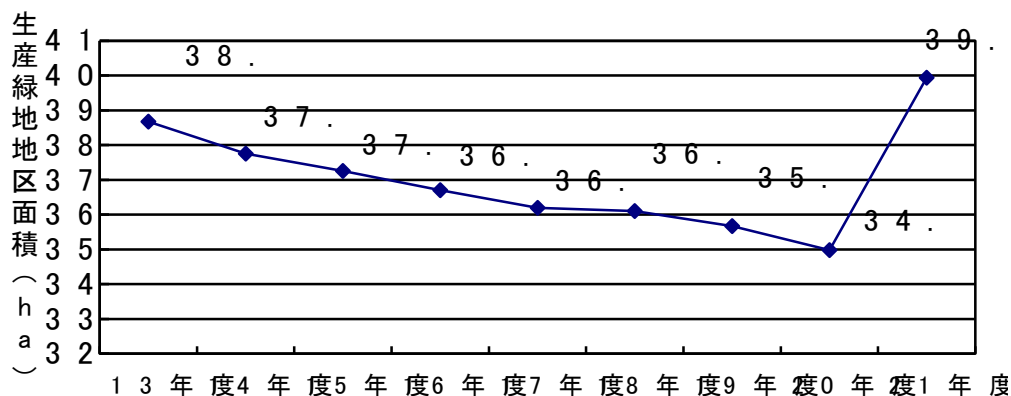
目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	C	H20	E	E	D	E
		H21	E	E	D	E

現況と課題

平成17年度の北本市の経営耕地面積は374ha、農家数は516戸で、平成12年度と比較して、農家戸数は19.6%の減となっており、農業従事者の意向を踏まえた農地の保全や農業従事者の維持など、自然環境との共生が課題となっています。

また、平成21年度の生産緑地地区指定農地は区域区分の見直しにより市街化区域の拡大に伴う追加指定を含め119地区、39.94ha、平成20年度は109地区、34.98haとなっており、地区数、面積とも増加しました。生産緑地地区は、市街地に残る貴重な緑地として保全していくことが求められています。

生産緑地地区面積



農業意向調査結果

調査内容	調査結果
農業形態	専業農家 75戸 第1種兼業農家 30戸 第2種兼業農家 276戸
後継者の有無	いる 27.9% いない 48.8%
耕作面積	0~50a 20.5% 50~100a 45.1% 100~500a 33.9%
遊休農地の有無	ある 10.5% ない 89.5%

2005 農業センサスより

各課個別事業の取組状況

1 農地や生産緑地の保全

● 生産緑地の保全

- ・地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行った。

[生産緑地制度の運用：産業振興課・みどり環境課]

2 農業支援策の構築

● 農業後継者の育成・援助

- ・農業青年会議所にあつては、市内8小学校で体験農園事業を実施し、児童へ農業の理解を深めることに努めた。市はこれを支援した。また、青年農業者研究発表会等、市内外のプロジェクトにも積極的に参加し、知識や技術の向上に努めた。

[農業後継者団体への支援：産業振興課]

P29 関連

● 農業生産基盤の整備

- ・近年の農業は兼業化と混在化によって住民意識が変わり、従来の集落共同体が弱体化し、老朽化した水路の浚渫、雑草刈払い等の互恵の共同作業が困難になってきている状況である。

新谷田用水路（元荒川土地改良区管理）は、市内東部の水田地域に用水を供給し、さらに、北東部地域の雨水等を排水する用排水兼用の幹線水路で、老朽化した鴻巣市内の取水堰と各用水路の改修工事にあわせ、斜落堰より上流に鴻巣市内へ約5.1kmを改修する事業への事業負担である。

事業実績は、平成9年度より下流から工事を着手し、北本市内については、平成15年度に改修工事は完了している。平成21年度、鴻巣市内において約190mの水路改修を実施し、全体計画が全て完了した。

[かんがい排水整備事業：産業振興課]

- ・北本市担い手育成総合支援協議会を通じ、認定農業者協議会への支援を行った。また、農地法を含む農地関連制度の改定に伴い、それらの周知徹底を図った。

[認定農業者支援事業：産業振興課]

- ・担い手農家等への農地流動化の促進を図るため、機会のあるごとに農家へ働きかけてきた結果、平成21年度は新たに3件、面積にして約2.9haの農地について利用集積を図ることができた。

また、市内農地の実態調査を実施し、遊休農地情報をデータベース化した。

[農地実態調査事業：産業振興課]

● 市民農園・観光農園の整備

- ・観光農園については、観光農業協議会への支援を行い、普及啓発に努めた。
- ・農業者が開設する市民農園について、「農業委員会だより」に掲載し、農家全戸に配布し周知を図った。

[観光農業団体への支援：産業振興課]

- ・家庭から出る生ごみを利用して堆肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ごみ減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園の新規開設及び、既存する農園管理等の支援を行った。

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 北本ブランド野菜の育成

- ・農業ふれあいセンター（桜国屋）の運営を委託し、販売促進を図っているが、さらに、遊休農地や不耕作地の解消、地域の食文化、農業者と都市住民との交流、雇用の確保、市内観光等を含めた地

産地消を推進し、農業振興を図るため、センター内に「地域食材供給施設（北本さんた亭）」を建設し、平成20年4月26日にオープンさせた。平成21年度売上額は21,403千円、そばの作付け面積は9.6haだった。

[北本産農産物の直売事業：産業振興課]

- ・「北本トマト」のブランド化を図ることを目的に、『北本トマトイメージキャラクター』として選出し、キャラクターの着ぐるみを活用した。

[北本農産物PR事業：産業振興課]

- ・平成20年度の地場産野菜の年間使用量は、小学校8校で4,860kg、平成21年度は、6,817kg(40%増)となっている。給食センターでは、平成20年度で5,592kg、平成21年度は、7,061kg(26%増)となっている。

日頃より出来る限り北本産野菜を使用するように努めており、11月の彩の国ふるさと学校給食月間及び県内全域で実施する地場産物強化ウィーク（6月及び11月の第3週）では特に品目数、使用回数に配慮している。

[北本産野菜の学校給食への導入：教育総務課]

● 生産者と消費者の交流事業

- ・平成21年4月4、5日の2日間、景観作物振興会主催の菜の花まつりが実施され市民の皆様に参加のPRと癒しの場を提供した。その後、蜂蜜しぼり、菜種油の搾油をおこなった。菜の花の作付け面積は5haと前年を上回った。

「菜の花まつり」への支援事業：産業振興課

3 環境保全型農業の推進

● 農薬肥料適正使用の啓発・推進

- ・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度は、農薬や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を、特別栽培農産物として県が認証する制度である。この制度によって農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、農産物の付加価値を促進することを目的とされている。

特別栽培農産物とは、栽培期間中に使用する農薬及び化学肥料を、慣行使用量の5割以下に減らして栽培された農産物のことをいう。この特別栽培農産物の認証をトマト、キャベツ、レタス、ブロッコリーが20年度に引き続き認証を受けることができた。（4名の生産者）

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業振興課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園、観光農園の整備」再掲（P28）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進

● 体験農場を利用した環境教育・環境学習の推進

- ・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。

[体験農場事業：学校教育課]

4 公園の整備

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民一人当たりの都市公園等面積は15.0m²を目指します。
- ② 緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。
- ③ 市内都市公園へビオトープを創出します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	C	C	C
		H21	C	C	C

現況と課題

平成21年度末の北本市の公園面積は64.00haで、平成20年度末と比較し、0.43haの増となっています。また、緑地の面積は297.71haで平成20年度末と比較し、5.14haの増となっており、公園がわずかに増加し、生産緑地を含む緑地が増加しました。○今後とも公園、緑地等の維持、保全を進める必要があります。

また、北本市の公園等は、平成18年度から、指定管理者制度を導入し民間事業者、NPO法人等に管理委託されています。



野外活動センター

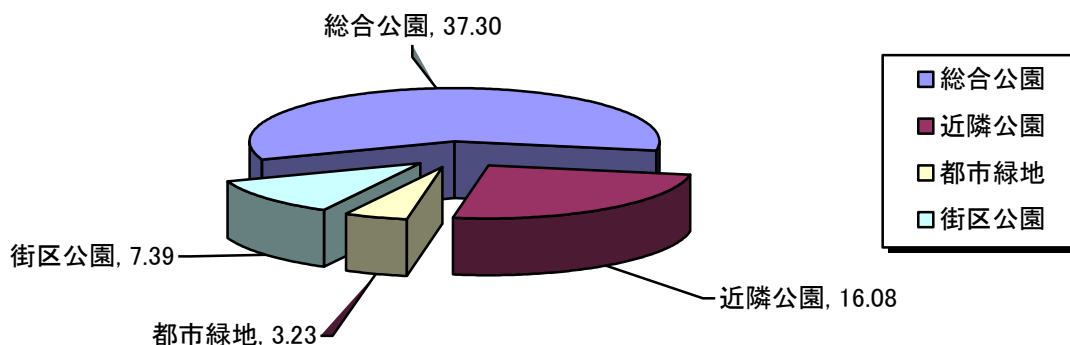


こども公園

＜公園の状況＞

種別	公園名	平成20年度開設面積 (ha)	平成21年度開設面積 (ha)
総合公園	北本総合公園	10.60	10.60
総合公園	北本自然観察公園 (埼玉県)	26.70	26.70
近隣公園	子供公園	2.88	2.88
近隣公園	天神下公園	3.20	3.31
近隣公園	深井スポーツ広場	1.10	1.10
近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15
近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50
近隣公園	高尾さくら公園	2.43	2.43
近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71
都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54
都市緑地	宮内緑地公園	0.65	0.65
都市緑地	北本中央緑地	1.93	2.04
街区公園	宮内公園など	76箇所 7.18	76箇所 7.39
計 (1人当たり)		63.57 (9.0m ²)	64.00ha (9.07m ²)

単位 : ha



指定管理者制度とは

これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通公共団体が出資している法人で政令の定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、地方自治法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。

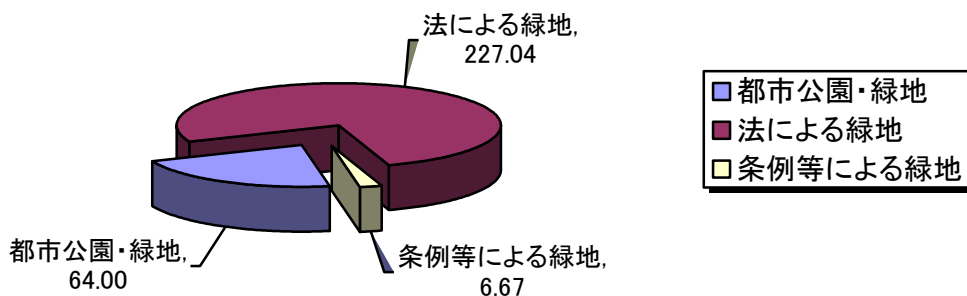
その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ること」である。

<緑地の状況>

種別	市街化区域 (720.6ha)	都市計画区域 (1,984ha)
都市公園・緑地	9.71ha	64.00ha
法による緑地	39.94ha	227.04ha
・生産緑地地区	39.94ha	39.94ha
・石戸緑地保全地区		5.10ha
・河川区域		182.00ha
条例等による緑地		6.67ha
・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地		5.48ha
・上記景観地外のトラスト地		0.16ha
・高尾阿弥陀堂保護地区		0.35ha
・西後保護地区		0.68ha
計 (区域に対する割合)	49.05ha(6.9%)	297.71ha(15.0%)

単位 : ha

※生産緑地は区域区分の見直し地区内における区域の追加を行った。保護地区は解除の申出により減少した



資料 : 都市計画課・みどり環境課(平成22年3月31日)

各課個別事業の取組状況

1 公園・緑地の創造

- 個性と魅力ある公園・緑地の整備／市街地整備計画の中での自然環境への配慮
 - ・市内の園内の老朽化した遊具やベンチ等を整備点検するとともに、植栽の刈り込み等により外から視認性を良くすることで、子供たちが安全で楽しめる公園整備を図った。

[公園整備事業 : 都市計画課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P21)

[協定雑木林の維持・管理事業、雑木林に親しむ集い : 都市計画課]

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 在来種による生け垣の創出を推進します。
- ② 工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。
- ③ 個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	E	E
		H21	C	E	E

現況と課題

新規の住宅敷地面積が縮小する中で、身近な敷地内の緑も減少の傾向にあります。良好な都市環境の形成のためには、雑木林や農地の保全、公園の整備とあわせて、公共施設や民有地の緑化によって緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 緑化の推進

● 公共施設の緑化推進

- ・緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立てし、基金の充実を図った。

平成21年度積立金額 2,105,677 円、平成21年度末基金残高 192,357,430 円

[緑と花のまちづくり基金の充実：みどり環境課]

- ・昨年に続いて、市役所庁舎において、壁面緑化を施し、緑の創造と省エネを推進した。

[庁舎壁面緑化：職員有志]



壁面緑化 市役所第4庁舎



壁面緑化（アサガオ）

● 民有地緑化の推進

・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P24）

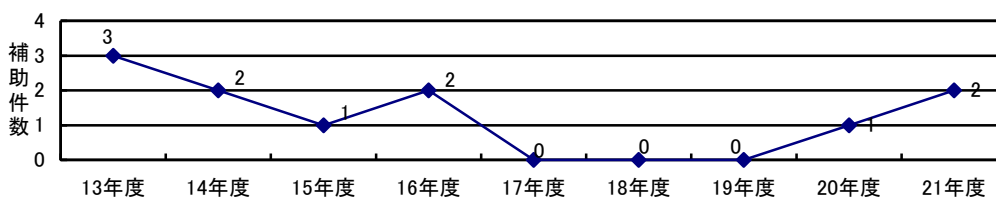
[地区計画：都市計画課]

・生垣設置奨励補助制度により、生垣設置基準に適合する生垣の新たな設置に対する補助事業の実施をしています。

20年度 補助件数 1件

21年度 補助件数 2件

生垣設置補助件数の推移



[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

● 市民の緑化意識の高揚と啓発

・指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。

32箇所 7公共施設 夏 7,160本 秋 7,060本

[花いっぱい運動の推進：都市計画課]

・イベントを通して緑の重要性や緑化意識を高揚させることを目的に、各種イベントを開催した。

イベント名		開催日・参加者数（平成21年度）
雑木林育成事業	中学生雑木林保全ボランティア教室	下草刈り・遊歩道整備 7月19日（日）、11月15日（日） 52名
	雑木林に親しむ集い	落ち葉集め・腐葉土作り・ネイチャーゲーム等 1月17日（日） 80名
	地元老人会と協働草刈	9月14日（金） 22名
さくらまつり		4月3日（土）～4月4日（日）
緑のフェスティバル		4月29日（火）
園芸講習会	寄せ植え教室	6月24日（水）
	きのご栽培	2月27日（土）

[緑化推進イベントの開催：都市計画課]

● 市民緑化団体への支援

・市の花「菊」、市の木「桜」の普及・啓発を目的として「北本市菊愛好会」へ活動費の補助、城ヶ谷堤桜並木の保存管理、環境整備を目的に「城ヶ谷堤桜保存会」に活動費の補助を行った。

[緑化協力団体補助事業：みどり環境課]

6 道路の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 防災面や景観に配慮した、在来種による街路緑化を推進します。
- ② 緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。
- ③ 大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	D	E
		H21	C	D	E

現況と課題

街路樹は道行く人に潤いを与えるだけでなく、汚染物や塵埃を吸着し、騒音を軽減する効果があるといわれています。北本市では、西中央通線、南大通線等の街路樹の整備を行いました。今後も街路樹の整備を行っていく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 道路緑化の推進

- 道路緑化による、緑のネットワーク
 - ・ 「5-1 市街地や住宅敷地の緑化の推進、緑化の推進」再掲（P34）

[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

2 水と緑のネットワーク

- ふるさと散歩道の設置・整備／アメニティ道路の創設・整備
 - ・ 定期的に剪定や巡視を行い、ふるさと歩道の維持管理を行った。

[ふるさと歩道の維持・管理事業：みどり環境課]



7 野生生物の保護

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共事業における野生生物保護措置を実施します。
- ② 自然環境調査（動植物・湧水等）及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。
- ③ サシバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	E	D
		H21	C	E	D

現況と課題

「北本の動植物誌」（平成7年北本市教育委員会）に記載のある種のうち、「埼玉県レッドデータブック」に記載のある種は、植物25種、ほ乳類5種、鳥類59種、両生類3種、魚類5種、昆虫類43種となっています。特に、市域でオオタカやキツネ等の貴重な動物の生息が確認されており、これらの生育・生息環境を保全していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 生物多様性の保持による生態系の保全

- 野生生物の生育・生息場所の確保／野生生物の保護体制の確立
 - ・ オオタカについては、過去に営巣した区域に飛来している痕跡が認められることから、引き続き「オオタカ等保護指針」に基づき、適切な処置を継続。また、平成17年度より実施している自然環境に配慮した公共施設整備を定めた事業計画の変更手続きを進めてきたが、都市計画道路の工事着手前の埋蔵文化財調査により、学術的価値の高い遺物がデーノタメ遺跡から発掘されたことから、一定の方針がでるまで、遺跡包蔵地（オオタカ営巣木を含む）を除外した区域以外の手続きを進めた。

[久保特定土地区画整理事業：久保土地区画整理事務所]

● 野生生物保護運動の啓発・推進

- ・ 「遊びの学校」を7月20日(月・祝)～12月20日(日)までの間に10回開催し、参加者は子ども38人、大人6人であった。
- 「20年だよ！！遊びの学校」をテーマに、自然環境を守ること、自然の恵みを生かすこと、郷土北本を知ること、仲間づくりなどを目標に各種講座を実施した。「セミの羽化とホタル観察」、「地域のオリエンテーリング」など地域の題材を取り上げて、子どもたちが自然に豊かにかかわる体験活動を実施した。22年度は、「川」をテーマに行う予定である。

[あそびの学校の開催：生涯学習課]

2 ビオトープづくり

- 民間保護団体への支援
 - ・ 「1-2 自然環境の保全と創造、自然保護に関与する住民団体への支援」再掲（P21）

[環境保全活動等への支援：みどり環境課]

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。
- ② 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。
- ③ 郷土の歴史資料館を整備します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	D	H20	B	E	E
		H21	B	E	E

現況と課題

市内には、石戸城跡や八重塚古墳群をはじめ、有形文化財、民俗文化財や埋蔵文化財、神社仏閣など、歴史的遺産が数多く存在します。また、鎌倉街道、岩槻道、松山道などの古道沿いには道標や馬頭観音などの史跡が多く残されています。地域の豊かな自然環境の中で形成された社寺林や屋敷林も、古き北本の姿を今に伝える重要な景観を形づくっています。

これらの文化財や史跡といった歴史的遺産を後世に伝えていく必要があります。

各課の個別事業の取組状況

1 歴史的遺産の保存と活用

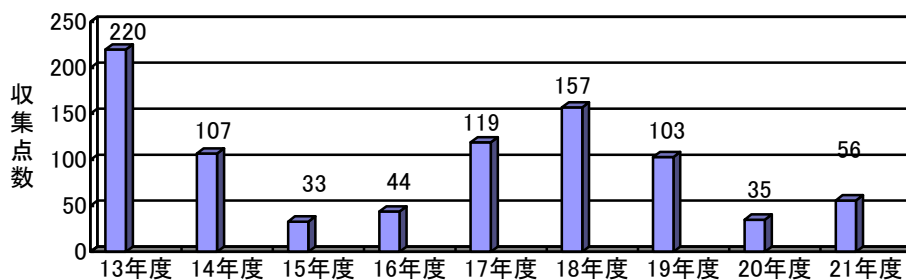
● 歴史・文化遺産の評価の推進

- ・市内に残された民具資料を後世に伝えるため、収集、整理を行った。

20年度 1件 35点収集（北本市地図法典・T定規・レベル等）

21年度 4件 56点収集（柱時計・扇風機・道標）

民具資料の収集点数の推移



[民俗資料の収集・整理事業：生涯学習課]

- ・ 蒲ザクラの枯れ枝除去、吊り上げ、消毒等を実施した。
- ・ 樹勢回復事業（土壌改良） 昨年同様、蒲桜の根の活性化を図ることに重点を置き、液肥を土中にて噴射する「フクラ緑化システム」を5月21日、2月9日に施工し、土壌改良を行った。

[石戸蒲ザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

- ・ 市指定天然記念物「エドヒガンザクラ」を保護するため、害虫防除など環境整備を行った。エドヒガンザクラの根の活性化を図ることに重点を置き、液肥を土中にて噴射する「フクラ緑化システム」による土壌改良を5月21日、2月9日にそれぞれ実施した。

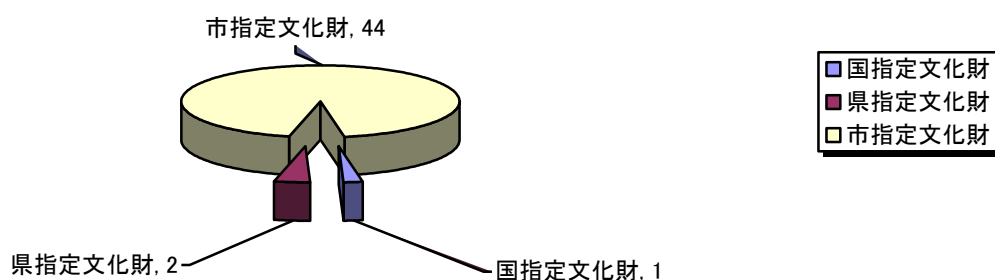
[エドヒガンザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

- ・ 市内にある国、県、市指定文化財の保存・管理状況を把握し教育委員会管理以外の指定文化財 36件について管理謝礼を支出した。

国指定文化財 1件（石戸蒲ザクラ）

県指定文化財 2件（東光寺板石塔婆、多聞寺のムクロジ）

市指定文化財 44件（宮内氷川神社旧社殿ほか）



[指定文化財管理事業：生涯学習課]

- ・ 高尾カタクリ自生地の調査・整備は平成7年度より継続している。
平成21年度における事業は以下のとおりである。

4月下旬 自生地調査

5月中旬 採種

7月中旬 播種

11月中旬 自生地調査

[高尾カタクリ自生地の調査・保存：生涯学習課]

● 文化財保護思想の啓発

- ・ 板石塔婆収蔵庫の公開は、蒲ザクラの開花に合わせた定期公開と、市内小学校による地域学習、または研究者等の要望に応じて対応している。

春季の定期公開は平成21年4月4日（土）・5日（日）に実施し、2,146人の見学者があった。また、石戸小学校、北小学校、西小学校の社会科見学に対応した。

[東光寺板石塔婆収蔵庫の公開：生涯学習課]

- ・文化財の見学会を実施している。平成21年度は、「川越の歴史と文化を訪ねて」をテーマに、川越市立博物館、喜多院、時の鐘、蔵造り資料館、蔵造りの町並みを見学し、33人の参加があった。

[文化財見学会事業：生涯学習課]

- ・公民館主催の高齢者学級等において北本の歴史に係る講座の依頼を受け、また、出前講座を通して北本の歴史・文化財に係る市民の理解を深めた。

[文化財関係展示会事業：生涯学習課]

- ・市史講座「第12回地域史料読解の会」を5月28日から3月25日まで、全10回開催し、延べ220人の受講者があり、市民の古文書に関する知識を深めることができた。また、「古文書を読む」と題した初心者向けの講座も6月18日から10月15日まで全5回開催し、延べ130人の参加があった。

[市史講座の開催：生涯学習課]

● 文化財の調査の推進

- ・平成21年度中に試掘調査を39件実施し、4箇所で見出し、それぞれ保護・記録に努めた。また、発掘調査としては下宿遺跡第6次、中井遺跡第3次、宮岡氷川神社前遺跡第5次を実施した。下宿では縄文時代後期・古墳時代前期の住居跡等、中井では縄文時代後期初頭の住居跡や縄文時代の落とし穴等、宮岡氷川神社前では縄文時代後・晩期の貯蔵穴や戦国時代の溝跡・道路跡等を見出した。さらに、諏訪山北遺跡第2次発掘調査を平成22年度にかけて実施した。

[埋蔵文化財調査・整理事業：生涯学習課]

● 伝統芸能文化の継承と活用

- ・第11回北本市郷土芸能大会を文化センターホールにて開催した。
市内のお囃子6団体が出演し、各団体の活動を通じて後継者の育成に寄与した。

実施日	観客・出演者
平成22年2月20日(日)	462名

[北本市郷土芸能大会：生涯学習課]

● 屋敷林や巨木・名木を保全する仕組みの検討

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲(P21)

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

9 豊かな都市景観の創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。
- ② 環境教育としての市内清掃活動を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	C	B
		H21	C	B

現況と課題

市内には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林などによる、緑豊かな優れた景観が残されています。しかし、空き缶、タバコの吸殻などの散乱や粗大ごみの不法投棄などにより、景観が損なわれている箇所も見受けられます。

自然環境と調和した都市整備を図るとともに、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止や美化・清掃活動を推進していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 魅力ある都市景観の形成

● まちなみ景観の創造／道路景観の創造

- ・平成14年度に作成した街なみ環境整備事業計画書に基づき、三軒茶屋通りから南大通りまでの間に街路灯（11基）を整備した。

[中山道街並み整備事業：都市計画課]

- ・市の長期的な指針である「第四次北本市総合振興計画」および県が定める北本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、市全体やそれぞれの地域における将来のあるべき姿や整備の方針を平成21年3月に策定したマスタープランにより、具体的な都市づくりの指針として示すことが図れた。

[都市マスタープランの推進：都市計画課・関係各課]

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P24）

[中丸三丁目地区計画推進事業：都市計画課]

- ・「5-1 市街地や住宅敷地の緑化の推進、緑化の推進」再掲（P34）

[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

● 大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P24）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

2 清潔なまちづくりの推進

● 不法投棄防止対策の強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P22）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 美化・清掃活動の推進

- ・今年度も、各自治会の御協力をいただき、「自らのまちは自らの手で清潔にし、そして汚さない」をスローガン清掃美化活動を実施した。今後、一人でも多くの方の積極的な参加をお願いします。

活動名	活動期間	参加者数
快適な環境づくり運動	平成21年5月10日～6月21日	106地区のべ14,025人
環境美化運動	平成21年9月6日～11月15日	98地区のべ11,643人
ボランティア団体清掃活動	年11回	—

[清掃美化活動の実施：くらし安全課]

- ・市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム」（アダプト・プログラム）を展開した。

登録団体数	18団体
登録者数	1,685人（平成22年3月31日現在）

ぴかぴか北本おまかせプログラム登録団体

（H22.3.31 現在）

	団体（個人）名	活動場所	人数		団体（個人）名	活動場所	人数
1	富士重工業（株）	隣接市道・公園	812	10	軽部政則	市道・高尾スポーツ広場	個人
2	喜楽会	台原地内道路	14	11	さかえっこクラブ	市道	44
3	ホテルの里づくり推進協議会	高尾桜公園付近	175	12	高橋恵子	市道	個人
4	クリーン夫婦	駅東口広場	2	13	ぴかぴかさくらグループ	駅西口	20
5	中丸1丁目自治会	地区内道路・中央緑地	358	14	ぴかぴかかがやきループ	駅西口	18
6	北本里山の会	市道	20	15	トラスト保全8号地ボランティアスタッフ	野外活動センター トラスト周辺	21
7	谷足里春秋クラブ	市道	73	16	常泉 茂義	市道	2
8	（株）ウッド	市道	4	17	プラザオオノ（有）	駅東口	17
9	さわやかさかいグループ	駅東口広場	101	18	地域活動支援センター かばざくら	市道	2

[公共施設の里親制度の実施：みどり環境課]

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10 空気の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

- ① 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
- ② 公共交通機関を充実します。
- ③ 自転車駐車場の確保を推進します。
- ④ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
- ⑤ 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
- ⑥ 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
- ⑦ 大気汚染監視体制を整備します。
- ⑧ 公用車を低公害車にします。
- ⑨ 野焼きパトロール体制を推進します。
- ⑩ 調査測定を推進します。

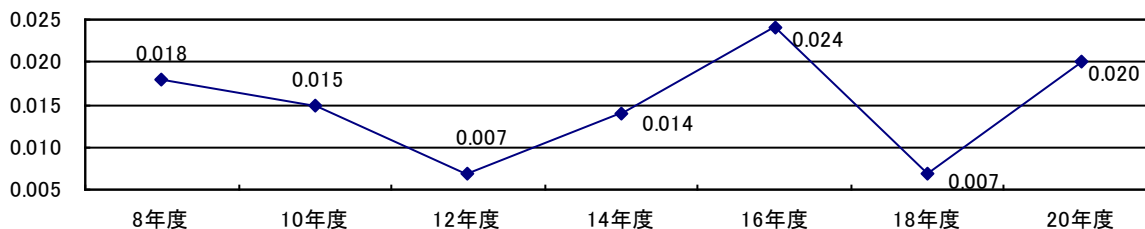
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	C	H20	C	C	A	D	D	E	D	C	C	D
		H21	C	C	A	D	D	E	D	C	C	D

現況と課題

大気汚染の主な原因は自動車や工場等からの排出ガスが挙げられ、排出された大気汚染物質は直接人の健康に及ぼすだけでなく、硫黄酸化物、窒素酸化物は酸性雨の原因にもなっています。

北本市の二酸化窒素濃度は、二酸化窒素測定結果の最大値を見ると、平成16年度が0.024ppmと過去10年間で最大になっていますが、環境基準は下回っています。平成20年度は、0.020ppmでした。引き続き国や県と連携して排出ガスの削減を図る必要があります。

北本市の二酸化窒素濃度調査結果（1日平均値の最大値 単位：ppm）



注) 上のグラフは各年4～5日間程度の連続調査を行った結果について、調査期間内の1日平均値の最大を示しています。

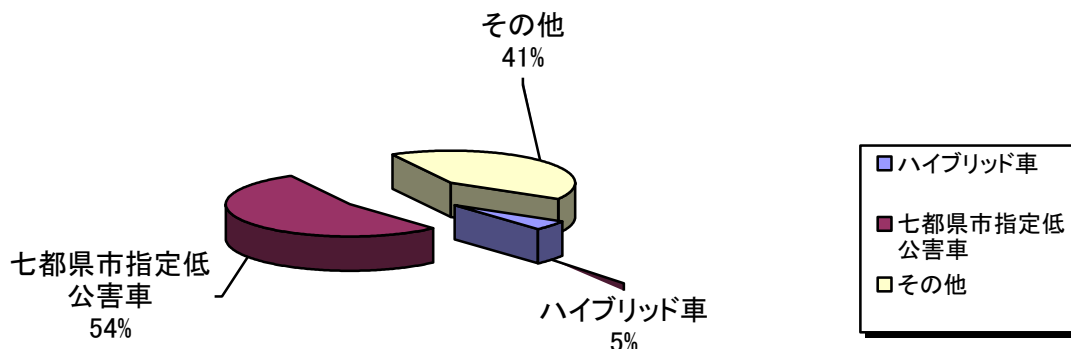
平成16年度から大気測定調査は、隔年実施となった。次回は、平成22年度実施の予定。

各課個別事業の取組状況

1 自動車排出ガス対策の推進

● 排出ガスの削減

- ・ 保育所4台、こども療育センター1台、建築開発課16号車の6台をリース方式により入れ替え。これら車両6台は、すべて八都県市指定低公害車で、平成22年3月末現在、公用車両合計79台のうちハイブリッド車4台（5%）、七都県市指定低公害車43台（54%）となった。



[公用車両の低公害車導入：総務課]

- ・ 低床バスの入れ替えに伴い、低公害車への転換を要請。市内走行バスのうち北里メディカルセンター線4台が、低排出ガス車両となった。

[バス事業者への要請：政策推進課]

- ・ 4月・5月・8月の3回、職員あてにアイドリング・ストップの啓発通知を行った。また、アイドリング・ストップ運動を推進するため庁内放送を9月・12月・3月に職員及び来庁者への呼びかけを行った。

[公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

- ・ 県条例に基づくアイドリング・ストップに関する権限が、平成19年度から県より委譲され、開発行為の事前協議時に開発者に対し県条例に基づく指導を行った。

[アイドリング・ストップ啓発運動：みどり環境課]

● 自動車交通対策の推進

- 北本市における環境大気の様子がどの程度になっているか確認することを目的として、大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は平成16年度から隔年実施となった。次回調査は平成22年度の予定。以下は、平成20年度調査時の結果。

調査内容

調査の対象	大気中の一酸化窒素及び二酸化窒素
調査測定場所	北本市荒井3丁目95番地 北本市西部公民館
測定年月日	平成20年11月18日～11月23日
測定方法	ザルツマン吸光光度法

調査結果

単位：ppm

調査項目		調査日				
		11月18日 (火)	11月19日 (水)	11月20日 (木)	11月21日 (金)	11月22日 (土)
一酸化窒素	平均値	0.006	0.003	0.007	0.020	0.002
	最大値	0.025	0.007	0.033	0.063	0.009
	最小値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
二酸化窒素	平均値	0.017	0.009	0.015	0.020	0.010
	最大値	0.037	0.018	0.029	0.029	0.029
	最小値	0.006	0.004	0.005	0.006	0.003
窒素酸化物	平均値	0.023	0.012	0.022	0.040	0.013
	最大値	0.053	0.024	0.055	0.082	0.038
	最小値	0.008	0.006	0.007	0.007	0.004

※ 環境基準 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※ 窒素酸化物とは、物の燃焼によって生成される一酸化窒素や、大気中で一酸化窒素が酸化されてできる二酸化窒素が主要な物質で、呼吸器等に有害な気体。光化学スモッグの原因物質の一つと考えられています。特に二酸化窒素は、高濃度で人の呼吸器に悪い影響を与えるので、国では二酸化窒素に関する環境基準を設けて、排出量を少なくする努力をしている。

[大気汚染監視事業：みどり環境課]

1.1 水の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質調査を実施します。
- ② 地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。
- ③ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
- ④ 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
- ⑤ 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
- ⑥ 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
- ⑦ 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
- ⑧ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。
- ⑨ 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	B	H20	A	A	C	E	D	B	B	C	A
H21		A	A	C	D	D	B	B	C	A	

現況と課題

市内の河川や水路におけるBOD 調査結果によると、BOD の最も大きい数値を観測したのは勝林水路（下石戸上⑥）で8.8mg/l、次いで谷田用水（古市場②）5.1mg/l、梅沢水路（中丸③）2.3mg/l、となっています。いまだ未処理の生活排水などによって、市街地を流れる水路等の水質が改善されていません。今後さらに、公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、水質改善に努めていく必要があります。

また、雑木林、農地などの減少や都市化によって、雨水が地下に浸透しない地域が広がっています。引き続き、雨水保全能力を持つ雑木林、屋敷林、農地の保全や雨水浸透対策に努める必要があります。

河川・水路名等	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
谷田用水	4.6	3.5	4.6	3.2	3.4	2.9	2.4	30.0	7.5	5.1
梅沢水路	2.4	3.0	4.1	2.4	2.2	1.6	1.2	1.6	6.7	2.3
江川（勝林水路）	6.3	3.7	7.0	6.6	8.7	3.6	3.0	1.9	9.8	8.8
桜堤	2.8	3.9	2.6	2.8	3.4	5.4	1.5	3.2	2.8	1.8

※市内河川・水路における水質（BOD）調査結果（単位：mg/l）観測時期：H18 まで夏～秋・H19～冬）

各課個別事業の取組状況

1 生活排水などの浄化対策の推進

● 清浄な水の維持

- ・深井戸の水質を保全するため、設備の定期的な点検や各井戸の適量の水のくみ上げを行った。(桶川北本水道企業団)

[深井戸の水質保全：みどり環境課]

- ・安全な水を供給するため、法令に基づき、「健康に関連する項目」30項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20項目、さらに水質基準を補完する項目として「水質管理目標設定項目」27項目について水質検査を実施した。なお、法令に基づいて行う水質基準項目の検査については、すべて適合という結果であった。(桶川北本水道企業団)

[水質検査体制の充実：みどり環境課]

2 健全な水循環の構築

● 湧水・地下水の水源かん養

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲(P23)

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

- ・「3-1 豊かな農地の保全と創造、農地や生産緑地の保全」再掲(P29)

[生産緑地制度の運用：みどり環境課・産業振興課]

- ・「1-2 自然環境の保全と創造、湧水や谷津の保護・保全」再掲(P25)

[雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課]

- ・市道129号線道路改良工事、市道18・3343号線改良工事において、透水性舗装を実施した。

[透水性舗装の実施：道路課]

3 水質汚濁防止体制の推進

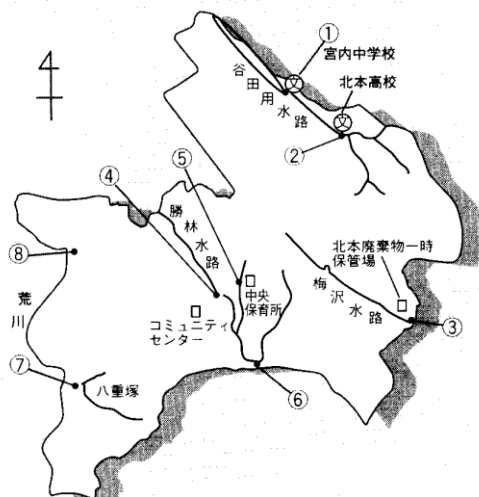
● 水質監視の充実

- ・市内を流れる河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川(勝林水路)のそれぞれ最上流地点、最下流地点計8地点について水質調査を実施した。また、今まで夏から秋にかけて調査時期を設定していたが、自然水の流入の少ない渇水期である冬季に調査を実施することで、よりの確な生活排水の流入実態を把握した。(みどり環境課)

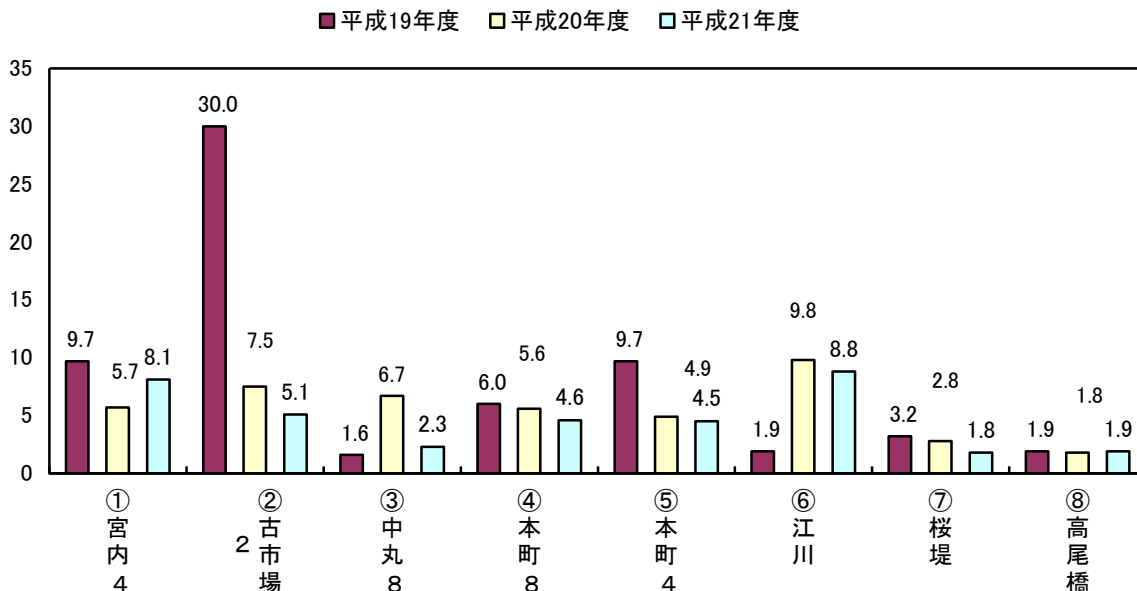
<資料90・91ページ参照>

- ・流出事故等に対応するため、関係各機関と連絡調整を行い、オイルフェンスや吸着マットを常備し、初動体制を整えた。(各施設管理者・みどり環境課)

水質環境調査地点



生物化学的酸素要求量 (BOD※)



※BOD 生物化学的酸素要求量…水中の汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚濁が進んでいます。

[水質測定調査：みどり環境課]

・市内を流れる荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）の水質調査の結果について、広報「きたもと」に掲載し、公表することで、市民の水環境への意識を高めた。

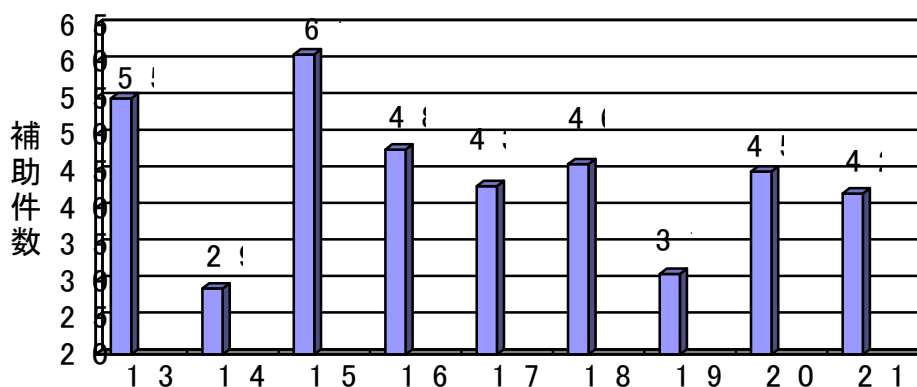
[水質測定調査の公表：みどり環境課]

- ・家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。

20年度 助成件数 45件

21年度 助成件数 42件

合併処理浄化槽設置補助



[合併処理浄化槽設置補助事業：くらし安全課]

4 公共下水道の整備推進

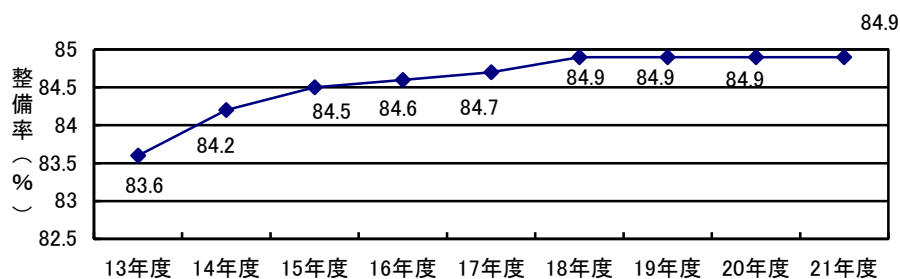
● 公共下水道の整備推進

- ・河川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。

整備面積	-
整備済面積	579ha
整備率	84.9%
人口普及率	74.7%

※21年度は整備面積の増加がなかった。

公共下水道整備率の推移



[公共下水道整備事業：下水道課]

1.2 土壌汚染の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 「北本市土砂等たい積規制に関する条例（H17年6月30日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
- ② 土壌汚染調査を実施します。
- ③ 過去の大型埋立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
- ④ 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。
- ⑤ 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤
進捗状況	C	H20	A	C	E	A	E
		H21	A	C	E	A	E

現況と課題

土壌汚染に関する苦情は、ここ数年発生していません。

しかし、不法投棄や汚染土による埋め立て、工場等の化学物質による土壌汚染は依然として危惧されることから、調査や監視体制を充実し、土壌汚染を防止する必要があります。

※ 土壌汚染調査は平成16年から隔年実施としました。ダイオキシン類調査と併せ平成20年度に実施しました。次回の予定は平成22年度です。

各課個別事業の取組状況

1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進

● 埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止

- ・「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成17年度制定）」に基づき、パトロール等監視体制の強化に努めた。
- ・土砂の堆積などについて相談を受けるとともに土砂を堆積する行為について調査指導を実施した。

[公害監視体制：みどり環境課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進

● ダイオキシン対策の推進

- ・ダイオキシン類特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく基準が強化され、基準に達しない焼却炉は使用できないため、事業所で使用する小規模な焼却炉の設置にあたっては、県への届出が必要であることを周知した。また、県中央環境管理事務所で毎月実施している立ち入り調査に同行した。

[廃棄物の焼却に関する規制の啓発：みどり環境課]

- ・土壌汚染調査、ダイオキシン類汚染調査については平成 16 年度から隔年実施。次回実施は平成 22 年度の予定。以下は、平成 20 年度調査時の結果。

調査日 平成 20 年 11 月 5 日

調査地点 荒井 2 丁目地内（石戸小学校校庭）

調査結果 $3.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ 環境基準は $1,000\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

<資料 93 ページ参照>

[環境実態調査：みどり環境課]

● 農用地の土壌汚染防止

- ・「3-3 豊かな農地の保全と創造、環境保全型農業の推進」再掲（P30）

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業振興課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P29）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 化学物質の不法投棄防止対策の強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

1.3 騒音・振動の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 騒音に係る環境基準を100%達成します。
- ② 騒音・振動測定体制を充実します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	C	H20 H21	D D	C C

現況と課題

平成21年度の騒音に関する苦情は1件となっており、騒音に関する苦情のほとんどは建設作業による騒音と近隣騒音です。また、平成15年度まで実施した国道17号の自動車交通騒音調査結果では、すべての時間区分で環境基準を上回った状況にあります。

また、振動に関する苦情は毎年度5件未満となっています。なお、平成15年度まで実施した国道17号の自動車交通振動調査結果では、すべての時間区分で要請限度の範囲内の状況にあります。

今後も、自動車交通、工場・事業所、建設作業による騒音・振動、さらには近隣騒音・振動についての対策を必要に応じて講じる必要があります。

観測地点	年度	騒音		振動	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道17号 (深井4丁目地内)	平成14年度	72.0	72.0	55.0	56.0
	平成15年度	73.0	72.0	55.0	56.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)
県道東松山桶川線 (石戸8丁目地内)	平成14年度	71.0	67.0	50.0	40.0
	平成15年度	69.0	65.0	44.0	36.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)

▲市内騒音・振動調査結果

騒音測定値：等価騒音レベルLeq（単位：dB）

振動測定値：時間率振動レベルの80%レンジ 上端値L10（単位：dB）

※平成16年度以降は自動車交通騒音、振動調査は実施していない。

各課個別事業の取組状況

1 騒音・振動防止活動の推進

- 大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策の検討

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P26）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

- 道路整備における騒音・振動防止対策の検討

- ・中央通線の用地取得に努めた。

[都市計画道路の整備推進：道路課・都市計画課・関係各課]

1.4 悪臭の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。

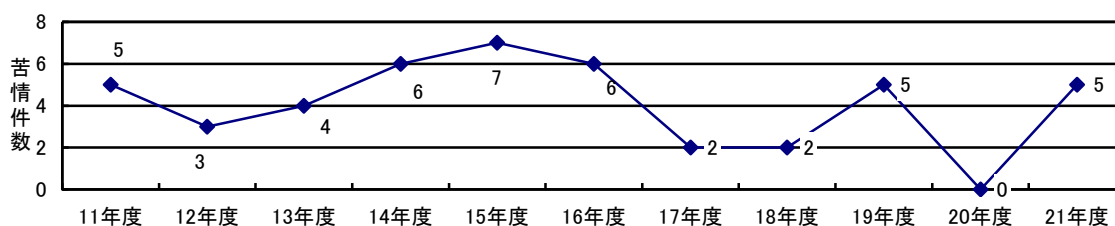
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①
	C	H20	C
		H21	C

現況と課題

悪臭公害には、食品加工過程で発生する臭気や塗装、印刷、プラスチック成型等から発生する有機溶剤臭、廃棄物焼却に伴う臭気等があります。平成21年度の悪臭に関する苦情は5件でした。

今後も先述のように多様な原因による悪臭の発生が予想されることから、その対策を講じる必要があります。

悪臭に関する苦情受付状況



各課個別事業の取組状況

1 悪臭防止活動の推進

- 工場・事業所への啓発指導

- 17年度 指導件数 6件（事業所等の悪臭）
- 18年度 指導件数 3件（事業所等の悪臭）
- 19年度 指導件数 5件（事業所等の悪臭）
- 20年度 なし
- 21年度 指導件数 5件（事業所等の悪臭）

[工場・事業所等における悪臭防止の啓発指導：みどり環境課]

15 化学物質による汚染の防止

平成27年(2015)度までの目標

- ① ダイオキシンの環境基準を100%達成します。
- ② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	B	E
		H21	B	E

現況と課題

平成20年度のダイオキシン類調査結果によると、市内の大気中に含まれるダイオキシン類毒性等量及び土壌中に含まれるダイオキシン類毒性等量は、いずれも法令の環境基準値より大幅に低い状況となっています。

人の生命や健康に大きな影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンをはじめとする有害な化学物質について、関連情報の適切な収集と広報を行い、未然の予防策を講じる必要があります。

※ 平成16年度からダイオキシン類調査については、隔年実施としました。土壌汚染調査と併せ次回は、平成22年度に実施する予定です。

各課個別事業の取組状況

1 化学物質による汚染防止活動の推進

● 土壌汚染調査の充実

- ・ダイオキシン類による土壌汚染調査については平成16年度から隔年実施となった。次回実施は平成22年度の予定。以下は、平成20年度調査時の結果。

調査日 平成20年11月5日

調査地点 荒井2丁目地内(石戸小学校校庭)

調査結果 $3.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ 環境基準は $1,000\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

<資料93ページ参照>

[環境実態調査：みどり環境課]

● 農用地の汚染防止

51ページ「農用地の汚染防止」に準じる

16 省資源・省エネルギーの推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
- ② 上水使用量を平成2年（1990）度レベルへ削減します。
- ③ 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	C	H20	B	E	A
		H21	B	E	A

現況と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、地球温暖化や酸性雨等の環境問題を引き起こし、地球環境へ負荷を与えています。

資源やエネルギーは限りあるものとして、また、その使用は地球環境に負荷を与えていることを考慮して、省資源、省エネルギーに取り組むことが求められています。

各課個別事業の取組状況

1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進

● 市全体のエネルギー消費実態の把握

- ・北本市地球温暖化対策実行計画を推進し、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向け取り組んだ。なお、北本市地球温暖化対策実行計画は環境マネジメントシステムにリンクさせ、取組み、報告を行っている。〈資料84 ページ参照〉

[地球温暖化対策実行計画策定事業：みどり環境課]

● 電気・ガス使用量の抑制／水の有効利用

- ・市民や事業者に対し、電気やガス、水などの資源の使用量抑制を呼びかけ、地球温暖化防止を啓発するため、広報紙やホームページなどに地球温暖化に関する情報を掲載し、啓発した。

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 資源の有効利用

- ・環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入ガイドラインを作成し、ガイドラインに基づき各課においてグリーン購入を実施した。なお、環境マネジメントシステムに基づき各課のグリーン購入実績を把握している。〈資料89 ページ参照〉

[グリーン購入推進事業：みどり環境課]

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

平成27年(2015)度までの目標

- ① 生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。
- ② 平成27年(2015)度までに燃やせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします。
- ③ 平成27年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	C	H20	B	D	B
		H21	B	D	B

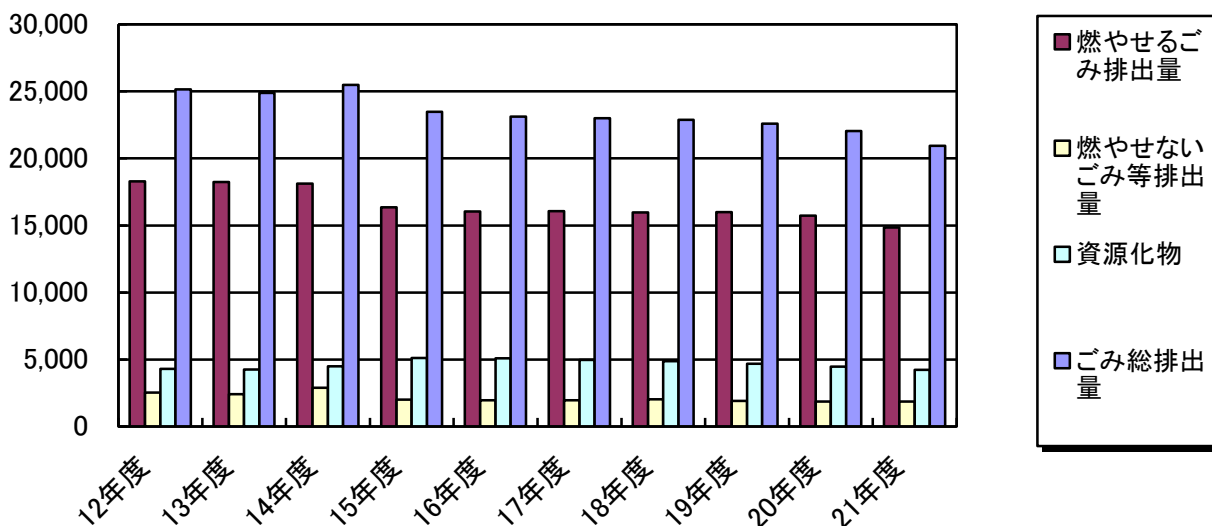
現況と課題

本市における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は平成20年度で22,049t、平成21年度では20,938tとなっており、平成20年度と21年度を比較しますと5.0%の減となっています。市民1人当たり1日のごみの排出量は、平成20年度が856g、平成21年度では816gとなっており、平成20年度と21年度を比較しますと4.7%の減となっています。

平成20年度と平成21年度との比較では、各分別ごみについては、5.0%減量され、資源類についても、5.2%の減量となっています。今後ごみの分別に努め発生を少なくする他、発生してしまったごみについては、再使用、再利用を推進していく必要があります。

▼ごみ排出量の推移

	平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人口 単位:人 (各年度末現在)	69,845	71,050	71,076	71,078	71,000	70,702	70,575	70,279
世帯 単位:世帯 (各年度末現在)	23,584	25,749	26,140	26,597	26,929	27,195	27,504	27,319
燃やせるごみ 排出量	16,535 t	16,356 t	16,047 t	16,053 t	15,957 t	16,003 t	15,720 t	14,835 t
燃やせるごみ排 出量H10比(%)	100	98.9	97.0	97.1	96.5	96.8	95.1	89.7
燃やせないごみ 等排出量	1,736 t	2,004 t	1,965 t	1,967 t	2,037 t	1,905 t	1,865 t	1,870 t
資源化物	4,278 t	5,114 t	5,100 t	4,971 t	4,880 t	4,677 t	4,464 t	4,233 t
ごみ総排出量	22,849 t	23,474 t	23,112 t	22,991 t	22,874 t	22,585 t	22,049 t	20,938 t
資源化率	18.72%	21.79%	22.07%	21.62%	21.33%	20.71%	20.71%	20.22%
一人1日あたり のごみ排出量	896 g	905 g	891 g	886 g	883 g	875 g	856 g	816 g



各課個別事業の取組状況

1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励

● 民間団体への活動支援

- ・ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動（市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等）に対し、助成等の支援を行った。

[ごみ減量等推進市民会議開催支援：くらし安全課]

- ・市役所駐車場を会場として、ごみ減量等推進市民会議が主催するフリーマーケットを支援した。

平成 21 年 4 月 26 日（日） 26 区画

平成 21 年 10 月 4 日（日） 34 区画

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● リサイクル活動の普及・支援

- ・建設事業において発生する建設資材の再資源化のため、設計の段階で再処理施設への持ち込みや工事での再生資材（再生合材・再生砕石・再生砂）を使用した。また、建設副産物については、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、リサイクルを推進した。

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

- ・各工事において、建設リサイクル法を基本に取り組んでいるが、「特定建設資材」のみならず、その他建設廃材についても分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。今後の建設事業における産業廃棄物の適正処理の推進と、ゼロエミッションへの取組みが課題となっている。

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● ごみの発生抑制の推進

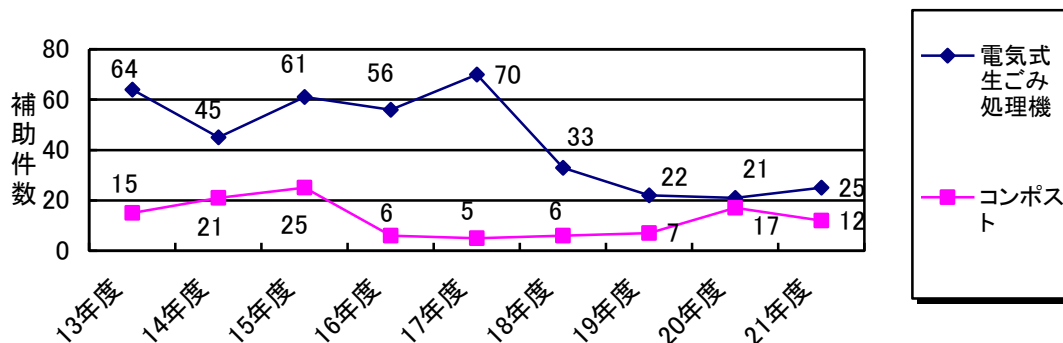
- ・生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器（コンポスト）、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を

助成した。

20年度 補助件数 38件(電気式:21件、コンポスト: 17件)

21年度 補助件数 37件〔電気式25件、コンポスト:12件〕

生ごみ処理機購入費補助件数の推移



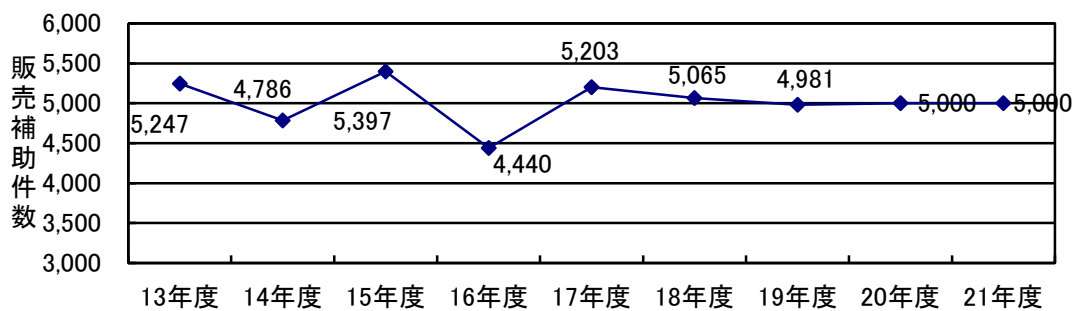
[生ごみ処理容器(コンポスト)・電気式生ごみ処理機購入費補助事業:くらし安全課]

・生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図ることを目的に、ごみ減量等推進市民会議が行う生ごみ発酵促進剤(EMボカシ)販売補助事業を支援した。

20年度 販売補助件数 5,000袋

21年度 販売補助件数 5,000袋

EMボカシ販売補助件数の推移



[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業:くらし安全課]

18 循環型ごみ処理方法の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。
- ② 学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。
- ③ 平成27年（2015）度までに焼却灰以外の埋め立て量＝0を目指します。
- ④ 平成20年（2008）度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。

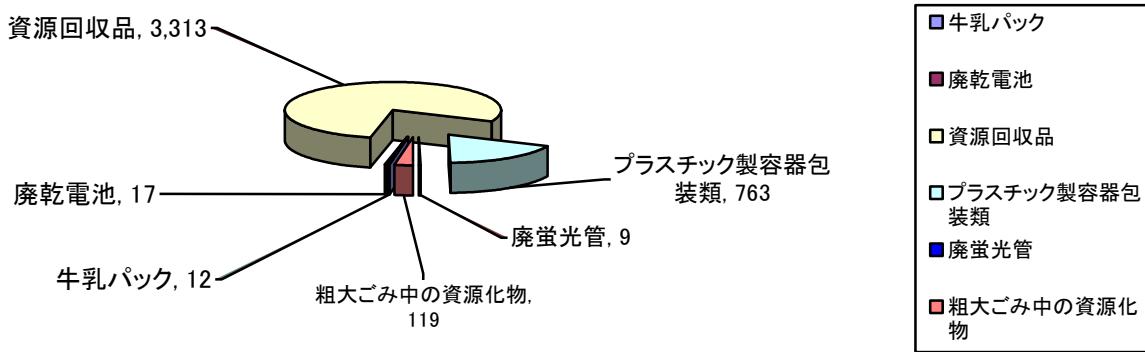
現況と課題

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	B	H20	B	C	A	A
		H21	B	C	A	A

北本市の収集ごみの資源化率は平成20年度が20.25%で、平成21年度は20.22%となっており、平成20年度と比較し、0.03ポイント減少しています。資源は限りあるものであることを啓発し、循環型社会の構築に向け、より一層資源化率を高める必要があります。

資源化率の推移（単位：t）

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
牛乳パック	15	15	14	14	15	10	14	13	12
廃乾電池	20	21	21	20	22	17	18	16	17
資源回収品	3,948	4,104	4,329	4,172	4,036	3,949	3,738	3,527	3,313
廃蛍光管	—	—	—	—	—	6	9	9	9
プラスチック製容器包装類	—	—	584	737	762	775	782	786	763
粗大ごみ中の資源化物	264	349	166	157	136	123	116	113	119
計	4,247	4,489	5,114	5,100	4,971	4,880	4,677	4,464	4,233
資源化率 (%)	17.06	17.62	21.79	22.07	21.62	21.33	20.71	20.25	20.22



各課個別事業の取組状況

1 廃棄物の適正処理の推進

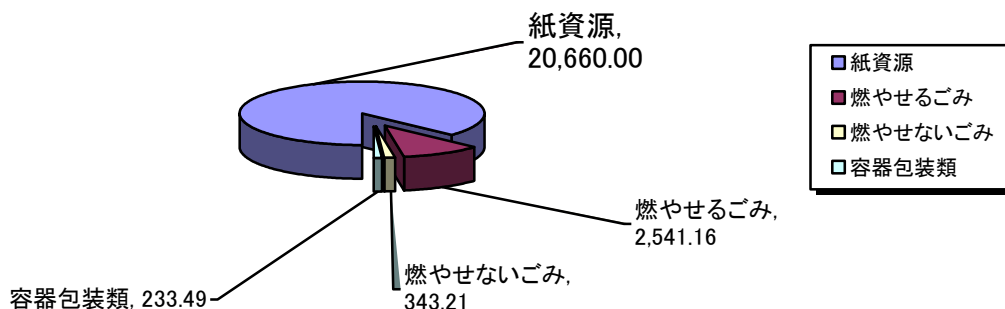
● 資源回収の推進

- ・家庭から出されるもやせないごみの処理過程で回収される資源類について、平成 19 年度から、もやせないごみの処理方法（サーマルリサイクル→焼却灰埋立）を見直し、今までの処理会社から、もやせないごみの処理をセメント製造工程に採り入れた技術をもつ処理会社へ変更し、焼却灰の再利用（セメント化）を図り焼却灰埋立量をゼロにした。（詳細P.18）

[廃棄物処理方法の見直し：くらし安全課]

- ・市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。

分 別	平成 21 年度	平成 20 年度	増減率
燃やせるごみ	2541.16kg	2,341.90kg	8.5%
燃やせないごみ	343.21kg	248.70kg	38.0%
容器包装類	233.49kg	424.00kg	△44.9%
紙資源	20,660.00kg	19,930.40kg	3.7%

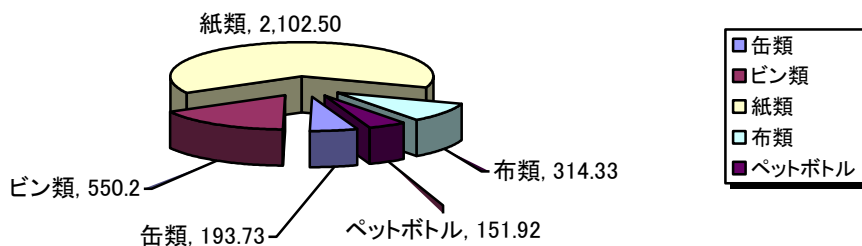


[市庁舎内のごみの分別収集の徹底：総務課]

- ・ごみカレンダーを作成、配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施した。

資源回収実績

種類	21 年
缶類	193.73 t
ビン類	550.20t
紙類	2102.50 t
布類	314.33 t
ペットボトル	151.92 t
回収量	3,312.68 t

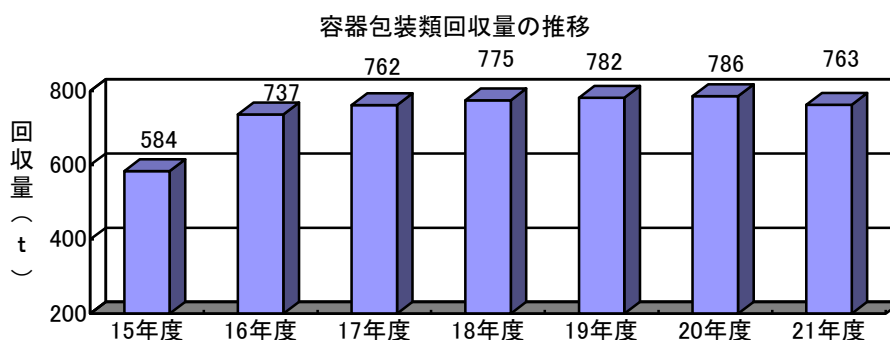


[資源回収の充実：くらし安全課]

- ・容器包装リサイクル法に基づき、平成15年度より開始したペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施した。

20年度 回収量 786 t

21年度 回収量 763 t



[容器包装リサイクル法に基づいた、その他プラスチック製容器包装の分別収集事業：くらし安全課]

- ・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」

再掲 (P61) [廃棄物処理方法の見直し：くらし安全課]

● 学校からの生ごみの資源化を推進

- ・栄小学校の分解消滅型の生ごみ処理機、中丸東小学校の高速パイオ式の生ごみ処理機とも順調に稼働している。中丸東小学校は、平成22年1月末日で賃貸借期間を満了したが、保守の経費やたい肥化を行う際の人員確保等の課題がある。

[生ごみたい肥促進事業：教育総務課]

● リユース・リサイクル製品の率先使用

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲 (P56)

[グリーン購入推進事業：くらし安全課]

- ・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」

再掲 (P58) [建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

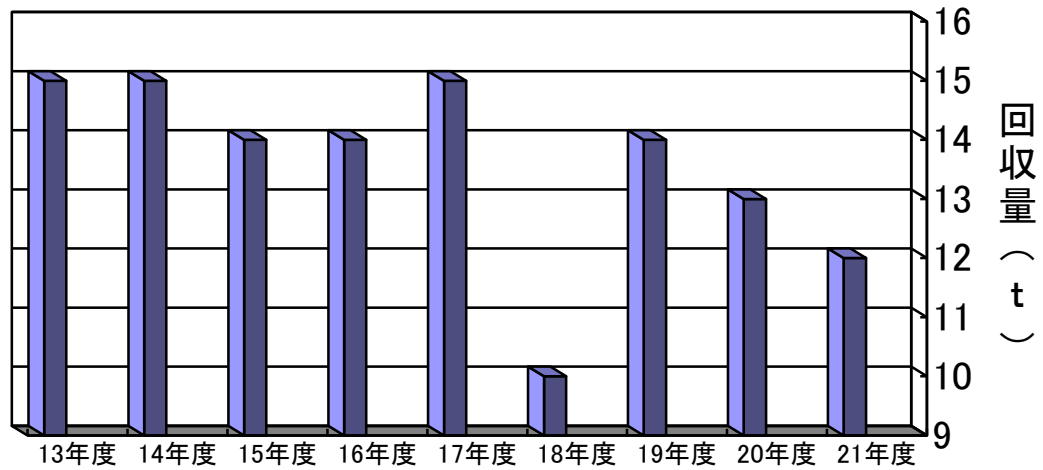
● リサイクル活動の推進

・牛乳パックを回収するため、市内公共施設25箇所に回収箱等を設置し、拠点回収を行った。

20年度 回収量 13t

21年度 回収量 12t

牛乳パック回収量の推移



[牛乳パック回収事業：くらし安全課]

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

1.9 地球環境問題への取り組み

平成27年（2015）度までの目標

- ① 地球規模の環境問題に関する情報を提供します。
- ② 市庁舎における温暖化効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。
- ③ オゾン層破壊物質の回収を推進します。
- ④ 酸性雨対策を推進します。
- ⑤ 熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。
- ⑥ 家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として1世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成2年（1990）度レベルより6%削減を目指します。
その後、他の部門での削減や国・県と連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥
	C	H20	C	B	A	C	C	D
		H21	C	B	A	C	C	D

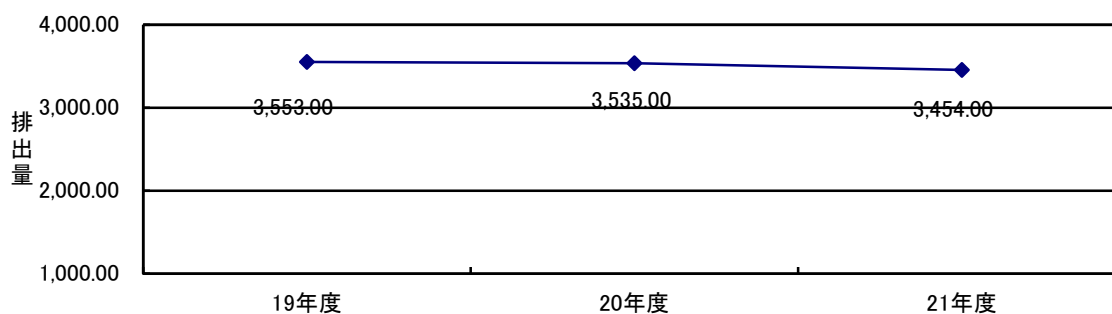
現況と課題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題は益々深刻化しています。

これらの問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会を循環型社会に変えていく必要があります。そのためには、私たち自身が日常生活の中で、環境への負荷の少ない生活に取り組んでいく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂



注) 上のグラフは、北本市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の推移を表わしたものです。
平成18年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数による。

各課個別事業の取組状況

1 地球温暖化防止対策の推進

● 地球温暖化効果ガスの発生抑制

- ・市の事務事業を、日常の事務運営等における環境配慮、市庁舎及び文化センターの環境設備等の適正管理、施策・事業における環境配慮に分類し、それぞれ目標を設定し、推進することで、総合的な環境負荷の低減を図った。平成21年度はISO14001の更新審査を受けた。

[ISO14001 認証取得・運用：みどり環境課]

- ・市内の一般家庭から排出される温室効果ガスの削減を目指し、行政、市民との協働によるCO2削減の取組み方法を継続的に調査・研究を行った。

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

- ・市ではCO2排出量の削減推進と国内排出量取引に関するノウハウの獲得を目的として、環境省の実施する「第5期 自主参加型国内排出量取引制度」へ参加した。この制度への参加は、自治体で全国初めての取組みとなり、2010年度のCO2排出量を2006～2008年度平均に対して、21t削減することを目標として、取組みを進める。

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 省エネルギーの推進

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲（P56）

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 雑木林の保護・保全

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P23）

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[ふるさと埼玉の緑を守る条例の活用：みどり環境課]

3 酸性雨対策の推進

● 自動車排出ガス対策の推進

- ・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P44）

[公用車両の低公害車導入：公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

[アイドリング・ストップ啓発運動：みどり環境課]

● 自動車交通対策の推進

- ・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P45）

[大気汚染監視事業：みどり環境課・関係各課]

4 その他、地球規模の環境問題に対する対応

● 熱帯材の使用抑制

- ・型枠材の熱帯材の使用については、設計図書で使用しないよう規定する。その他仕上材なども違法伐採材の輸入禁止措置に基づき、トレーサビリティを視野に入れ、極力熱帯材の使用は設計時に控えるようにする。

[熱帯材の使用抑制事業：建築開発課]

● 地球環境問題の情報提供

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲（P56）

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

20 環境教育・環境学習の振興

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。
- ② 市民の人材登録による人材活用と環境づくり活動のリーダー育成を支援します。
- ③ 埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	D	C	B
		H21	D	C	B

現況と課題

小中学校では、環境教育が進められています。また、一般市民向けの講座では、環境をテーマとしたものが少ない状況にあります。

自然と共生する持続的発展が可能な循環型社会を構築していく上で、市民の環境に対する理解と知識を高めるためには環境教育・環境学習はたいへん重要です。

各課個別事業の取組状況

1 学校における環境教育・環境学習の推進

● 学校における環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育全体計画、年間指導計画を全小中学校で整備し、各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターをはじめとした関係施設等を積極的に活用した環境学習を推進した。
- ・石戸小では、「高尾宮岡トラスト地」において、棚田プロジェクトを実施した。

[環境教育・環境学習の強化・推進の検討：学校教育課]

- ・小学校生活科の学習で、校外の自然環境の中での遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開した。また、各小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境を調べる学習を展開した。

[自然環境を利用した体験学習：学校教育課]

- ・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培、収穫し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。

[体験農場事業：学校教育課]

- ・「EM菌」の活用 プールの浄化（全小・中学校）・トイレ清掃に利用（石戸小・西小）

- ・ 石鯨づくりに利用（南小：第4学年で実施・西小：第4学年で実施）

[教職員の環境研修事業：学校教育課]

- ・ 南小学校では、ビオトープにおいてホタルを飼育し、保護者や市民等を対象に「ホタル鑑賞会」を開催した。この取り組みを通じて、児童に自然に親しむ機会設定することができた。
- ・ 東小学校のビオトープも整備され、児童の環境学習も継続して実施された。南小学校、中丸東小学校、宮内中学校にもビオトープが設置されており、動植物が自然の姿で生息する様子が整っている。また、各小・中学校においては、理科や総合的な学習の時間の授業において、生き物同士のかかわり、生態系について学習した。

[学校ビオトープ整備事業：学校教育課]



南小学校ビオトープ

2.1 情報の提供

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境年次報告書を作成します。
- ② インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。
- ③ 広報等を活用した環境情報の提供を実施します。
- ④ 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	B	H20	A	B	B	E
		H21	A	B	B	D

現況と課題

市では、北本市情報公開条例に基づいて情報公開を行っています。また、広報「きたもと」により逐次環境情報の提供を行っているほか、市のホームページで環境マネジメントシステムの取り組み結果を公表しています。

市民一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向け行動することができるように、環境情報を公開、発信していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 環境情報の収集

● 市民意識の把握

- ・「市長への手紙」を通して、市政に対する意見・要望を聴取している。聴取した意見・要望については、本人に回答するとともに、ホームページ、広報紙で公開した。
 （「市長への手紙」217件中、環境・公害等に関するものは14件）

[市長への手紙：秘書広報課]

- ・市内農地の実態調査を実施し、遊休農地情報をデータベース化した。（再掲P28 緑豊かな農地の保全と創造）

[農地実態調査事業：産業振興課]

1

2 環境情報の提供

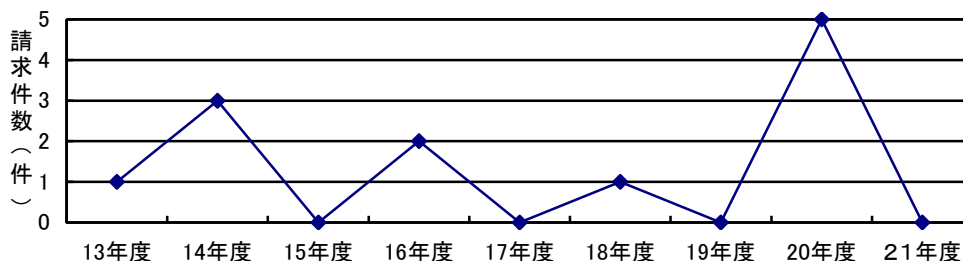
● 環境情報の公開

- ・北本市環境基本条例に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策・事業を公表するため、環境基本計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、結果をまとめ、施策・事業の取り組み状況や計画の進捗度などを記載した年次報告書を作成した。

[環境基本計画年次報告書の作成：みどり環境課]

- ・ 環境に関する情報公開については、21年度、0件であった。

情報公開請求件数の推移



[情報公開制度の運営：総務課]

- ・ きめ細かい市民への支援と行政の透明性を確保するため、ホームページを開設・運営し、市政情報の積極的な提供とともに、電子メールによる市民の声を広く聴取するなど、市と市民を結ぶ市政運営の第一線のツールとして積極的に活用した。

[ホームページの開設・運営：秘書広報課]

● 環境情報の発信

- ・ 広報「きたもと」に環境状況実態調査の結果や地球温暖化防止等に向けた情報等を掲載した。

環境関連掲載記事一覧

掲載号	掲載内容
4月号	びかぴか北本おまかせプログラム
6月号	水質環境実態調査結果について
7月号	夏のエコライフキャンペーン
9月号	環境美化運動へのご協力について
1月号	パブリックコメントの実施 環境基本計画年次報告書の公開

[環境情報等の公表：みどり環境課]

2.2 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民による環境保全活動の支援制度を整備します。
- ② 環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。
- ③ 市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	B	C	C
		H21	B	C	C

現況と課題

現在、市民や民間団体によって環境の保全活動等が自主的に行われています。環境問題を解決していくためには、市、市民、民間団体、事業者等が連携して取り組んでいくことが必要です。

各課個別事業の取組状況

1 環境保全活動への支援

● 環境保全活動への支援

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P21）

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

- ・「1-2 自然環境の保全と創造、自然保護に関与する住民団体への支援」再掲（P21）

[環境保全活動等への支援：みどり環境課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P28）

[農業後継者団体への支援：産業振興課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園、観光農園の整備」再掲（P28）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：暮らし安全課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、生産者と消費者の交流事業」再掲（P29）

[「菜の花まつり」への支援：産業振興課]

- ・「9-2 豊かな都市景観の創造、清潔なまちづくりの推進」再掲（P41）

[公共施設の里親制度の実施：暮らし安全課]

本報告書に掲載されている主な環境保全活動市民団体

団体名	活動内容	会員数	掲載ページ
北本雑木林の会	協定雑木林の維持管理、北本中央緑地指定管理者	36	21
高尾カタクリ保存会	カタクリ等の自生地での管理・保存	12	21
城ヶ谷桜保存会	桜の管理、育成及び普及	26	21
北本ごみ減量等推進市民会議	ごみ減量化・再資源化の促進・意識改革の推進	625	28
景観作物振興会	農業振興・環境保全・観光・菜の花まつり	43	29
北本菊花愛好会	菊の普及・啓発・育成、菊まつり支援	35	34
トラスト8号地里山保存会	トラスト8号地内の田んぼや周辺の里道の管理		22

2.3 国・県や他の地方公共団体との連携

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。
- ② 河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	B	H20	B	B
		H21	B	B

現況と課題

大気や河川・地下水の水質、地球環境問題など、市域での取り組みだけでは補いきれない環境問題が数多くあります。

このような広範な環境問題について、国・県や周辺の地方公共団体と連携して問題解決に向け取り組む必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 他の地方公共団体との連携

- 共通課題への取り組み
 - ・環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に県内市町村等が組織する団体に加入し、情報の収集や研修に参加した。

協議会等	構成
埼玉県環境事務研究会連合会	県内全市町村
埼玉県清掃行政研究協議会	県内 18 市町村
埼玉県中部地域環境事務研究会	県内 13 市町
埼玉県央荒川クリーン協議会	県央域市町・国・県警察等 9 機関

[行政機関が構成する協議会等への参加：くらし安全課・みどり環境課]

2.4 環境影響評価の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境影響評価制度づくりを検討します。
- ② 開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	D	H20	D	D
		H21	D	D

現況と課題

国では、平成9年に「環境影響評価法」を制定し、大規模な開発事業全般について環境影響評価を実施するよう定めています。この法律を受けて、県では国の制度よりも対象事業範囲を広くした環境影響評価条例を制定しています。

今後、国や県の制度でカバーできない事業について、市としての環境影響評価のあり方を検討する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 国・県の環境影響評価制度の活用

- 国・県の環境影響評価制度の適切な運用
 - ・国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行う。なお、21年度は該当事業なし。

[国・県の環境影響評価制度の適切な運用：都市計画課・建築開発課・関係各課]

2 市の環境影響評価制度の整備

- 市環境影響評価制度づくりの検討
 - ・現在、民間開発時には、市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めてきたが、協力要請が主な内容であった。そこで、環境基本計画の改訂の中で公共事業や開発等の際に、事業の立案・計画策定段階から環境保全の事前配慮を求め、市独自の環境影響評価制度作りに向けた試行段階として土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を定め今後の活用に努めた。

[市環境影響評価制度づくりの検討：みどり環境課]

2.5 環境監査の普及

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市庁舎及び文化センターにおいてISO14001の認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを市民へPRします。
- ② 市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	A	D
		H21	A	D

現況と課題

市では、平成12年度に環境マネジメントシステムを構築・運用し、ISO14001の認証取得に向け取り組んできましたが、平成13年4月11日に、JQA（日本品質保証機構）によるISO14001の認証を取得しました。

今後は、市内の事業所についてもISO14001やエコアクション2.1の認定取得を支援して行く必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 市の環境監査推進

- 市の環境マネジメントシステムの導入推進
 - ・市の環境マネジメントシステムの状況について市ホームページに掲載した。
 - ・「19-1 地球環境問題への取り組み、地球温暖化防止対策の推進」再掲（P65）

[ISO14001 認証取得・運営：みどり環境課]

2 事業所の環境監査支援

- 事業所の環境マネジメントシステムの導入支援
 - ・市内事業所等に対して、各種環境マネジメントシステムの構築に対する相談等を受けている。

[環境マネジメントシステム構築・支援：みどり環境課]

北本市長 石津賢治様

北本市環境審議会
会長 堂本泰章

北本市環境基本計画「年次報告書」（平成21年度版）について（答申）

平成22年1月12日付け、北市み発第119号で諮問のあった標記のことについて、本審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答 申

北本市が目標とする環境像、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現する上で、「年次報告書」に盛り込まれた情報を、市民共有のものとするのは、その基本となります。昨年12月にはデンマークにおいて「第15回気候変動枠組条約締約国会議」が開催され、本年10月には、我が国において「生物多様性条約第10回締約国会議」が開催されます。こうした機会を捉え、環境に関する様々な情報を発信することは、市民や事業者などの関心を強め、市の環境施策を進める上で大きな転機となるものです。

審議会においても環境保全・再生に必要な制度や条例等の作成について、積極的に関わりたいと意見が出されています。

平成20年3月に改定された環境基本計画に基づく今回の年次報告書では、市の環境保全に対する様々な施策や取り組み状況が報告されていますが、残念ながらこの報告書を手に取り読まれる市民はごく少数であるようです。

年次報告書は、平成14年度から毎年発行され、8年が経過しました。この間、報告書について審議、意見交換等を重ねながら、現在の形になってきました。資料編に改定前の基本計画に基づくこれまでの評価を掲載するなど作成方法、編集内容に工夫、改善の余地が見られます。しかしながら、この報告書をさらに価値あるものとしていくために、審議会として以下のことを提言いたします。

- 1：年次報告書は、本編に加え、概要版も作成すること。
- 2：作成については第2四半期中に着手し、早期に発行すること。
- 3：上記2項目を実行するための、担当課への適正な職員配置。

環境審議会答申に対する市の対応方針

前項の答申を受けて、市では次の方針で検討します。

答申内容	検討方針
<ul style="list-style-type: none"> 年次報告書について 市の環境の状況並びに保全、創造に関して講じた施策を取りまとめ広く公表するものであることから多くの人に読まれることに意味がある。 市民にとって環境問題を考えるきっかけづくりにも有効と考えられる。このようなことから興味をもてる年次報告書の編集を求める。 	<p>これまでの「年次報告書」は貴重な資料集と云う側面もあることから、内容を精査し、市ホームページに掲載している。ダイジェスト版の発行について具体的に検討する。</p>

北本市環境審議会審査経過

年 月 日	概 要	備 考
平成 22 年 1 月 12 日	第 1 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 21 年度版）について	北本市文化センター 第 4 会議室 出席委員 15 名
平成 22 年 1 月 28 日	第 2 回環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 21 年度版）について	北本市文化センター 第 1 研修室 出席委員 13 名

環境基本計画を改訂しました

「環境基本計画」は、北本市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成12年3月に策定されましたが、策定から7年が経過し、市を取り巻く環境問題も大きく変化してきたので、これらに対応した環境行政を推進するため平成20年3月に環境基本計画を改訂しました。

1 計画に当たっての基本的な考え

北本市環境基本条例の前文で謳われている、今日の私たちの日常生活・経済活動と地球環境への影響は密接な関係にあり、私たちが実行する積極的な環境保全及び創造活動が、将来の世代へ良好な環境を継承していくことができ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築につながるという考えを基本とし計画の策定に当たりました。

2 計画の期間

平成20年（2008）度から平成27年（2015）度までの8年間とします。

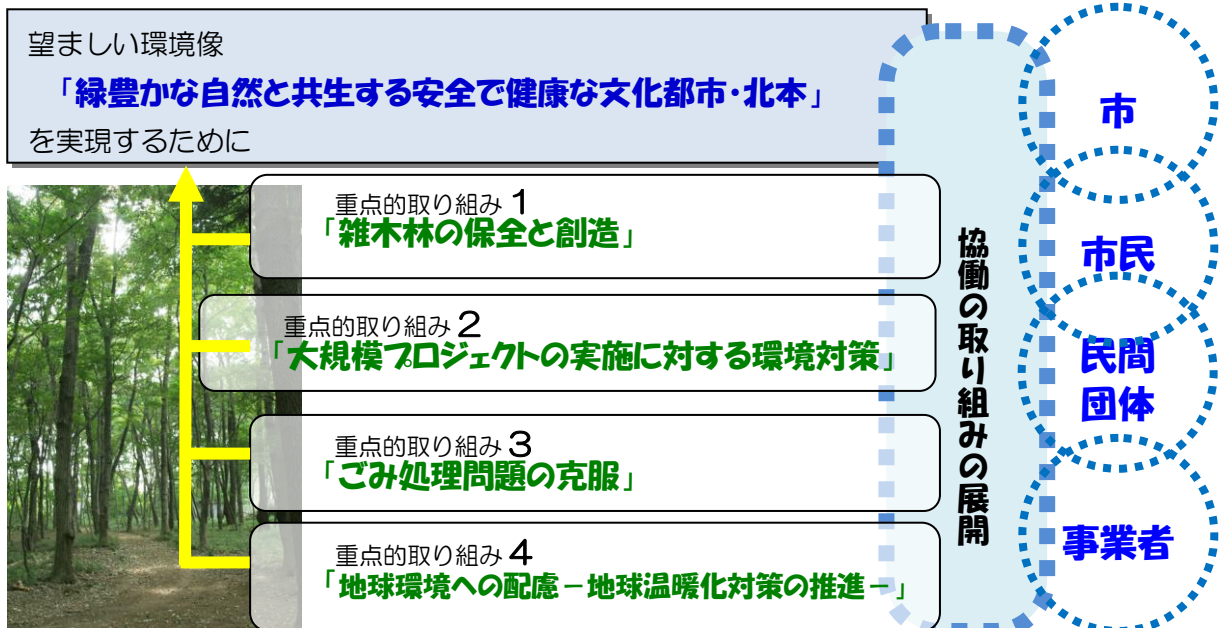
3 計画の位置づけ

北本市環境基本計画は、市の環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。市のまちづくりを推進するために、北本市総合進行計画を中心とした他の基本構想や基本計画がありますが、これらの計画の見直しや策定時、さらに市が行う全ての施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければなりません。

4 重点的な取組み事項

北本市が置かれている環境の現状と課題を踏まえ、旧計画より引き継がれた重点的な取組みが必要な4つのテーマに関連する施策の展開方針を示しています。

これらの重点的な取組みは、市民・事業者・民間団体・市とのパートナーシップに基づいて協働により進めていくことを求めています。



北本の雑木林は、昔の武蔵野の面影を今に残す貴重な場所として、北本を特徴づける重要な要素となっています。雑木林は緑豊かな景観をかたちづくり、わたしたちに精神的なやすらぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生育・生息の場所としても重要な役割を持っています。また、市街地では、空気浄化の作用やヒートアイランド現象を緩和する役割も果たしています。

このため、雑木林は、身近な森林とのふれあいの場としての機能をもつ『人との共生林』とも言えます。

雑木林はその多くが民有地であるため、土地所有者の相続などを契機として売却されたり、開発される可能性があります。

したがって、北本市の貴重な資産として雑木林を適切に保全するため、所有者の意向を十分に尊重しつつ、負担の軽減や管理の支援策を検討します。また、雑木林を生かした環境教育の推進や、雑木林がやむを得ず失われる場合には影響の最小化とともに代償措置を検討するなど、雑木林の保全と創造についての施策を推進していく必要があります。



土地利用・開発事業等環境配慮基本指針による環境配慮の推進

市の取り組み

地域に根付いた雑木林文化の創造に向けて、雑木林という資源を生かした環境教育・環境学習、維持管理活動を、市民・事業者・民間団体及び市の協働により進めていきます。

(1) 雑木林の保護・保全

- 保護地区などの指定
- 雑木林の保全方策の検討
- 大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での、保護・保全策の検討
- 国・県の環境影響評価制度の適切な運用
- 環境配慮制度づくりの検討

(2) 雑木林の維持・管理

- 市民参加による雑木林の管理支援
- 不法投棄の監視体制強化

(3) 雑木林を生かした環境教育・環境学習

- 学校における環境教育・環境学習の充実
- 環境教育・環境学習機会の創出

市民の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に参加し、その重要性を学びましょう。
- 雑木林・屋敷林の所有者は、市や民間団体と協力しながら、できる限りその維持に努めましょう。
- 住宅建設や改築の際には、雑木林や湧水・谷津などの自然環境に影響のないよう配慮しましょう。
- 雨水浸透に心がけましょう。
- 公園を有効に利用し、公園の維持管理や身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。

民間団体の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動を行いましょう。
- 公園の維持管理に協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息状況の調査や野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。

事業者の取り組み

- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に協力しましょう。
- 企業の社会貢献に結びましょう。
- 事業所建設の際には、雑木林や湧水、谷津などの自然環境を悪化させないように配慮しましょう。
- 公園事業の推進や公園の維持管理に協力しましょう。
- 事業所建設の際には、野生生物の生育・生息環境を悪化させることのないようにしましょう。
- 野生生物の生育・生息地（ビオトープ）の創出や保全活動に積極的に協力しましょう。

●重点的
取り組み

2

大規模プロジェクトの実施に対する環境対策

北本市域で計画されている圏央道・上尾道路・JR 高崎線新駅といった大規模プロジェクトの実施に当たっては、プロジェクト事業自体が環境に与える影響について、十分な対策をする必要があります。事業の実施に際しては、土地利用・開発等事業環境配慮基本指針に基づいて、計画段階からの環境への事前配慮を進めるとともに、特に以下の(1)～(3)の視点から、環境への配慮を優先するよう実施主体に要請します。

さらに、プロジェクトの完了後に想定される副次的な環境への影響（例えば、道路の開通後の関連地域でのごみのポイ捨てや不法投棄の増加など）に対しても取り組みが必要です。このため、現況の土地利用を基本とした、適正な機能分担を図ることにより、自然環境や生活環境への影響を軽減します

環境への事前配慮

土地利用・開発事業
等環境配慮基本指針
環境への事前配慮の推進

市の取り組み

(1)直接的な影響に対する取り組み

- 環境影響評価の実施
- 自然環境の保護・保全策の検討
- 緑や地域の分断に対する配慮
- 大気汚染並びに騒音・振動防止対策の検討
- 景観に対する配慮
- その他の要因の環境への影響に対する配慮

(2)副次的な影響に対する取り組み

- 自然環境や生活環境に対する影響の回避・軽減
- 不法投棄防止対策の強化
- 地球温暖化対策への取り組みの推進

(3)広域的対策が必要な課題に対する取り組み

- 広域的対策が必要な課題への取り組み

事業者の取り組み

- 事業所建設の際には、雑木林や湧水、谷津などの自然環境をはじめ、野生生物の生育・生息環境を悪化させないようにしましょう。
- 事業所建設など、立地検討や事業計画立案段階などの早期の段階からの環境配慮を進めましょう。
- 環境保全に対する市民とのコミュニケーションを充実しましょう。
- 環境保全に対する対応策を含めた計画を立案しましょう。
- 企業の社会貢献に結びましょう

環境への事前
配慮の推進
環境配慮方策
報告書

- ・自然環境の保護・保全
- ・緑や地域分断の防止
- ・景観の保全
- ・大気汚染や騒音
- ・振動等公害防止
- ・地球温暖化防止
- ・環境リスクの低減、他

市民等の取り組み

- 事業者の説明会に参加し、コミュニケーションを充実しましょう。
- 環境配慮方策や代替案について提案しましょう。
- 雑木林の維持管理など、自然環境を保全する活動に積極的に参加・協力しましょう。

●重点的
取り組み

3

ごみ処理問題の克服

ごみゼロへ

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式によって、便利になった反面、ごみ（廃棄物）の量の増大と質の多様化を招き、処分場のひっ迫、適正処理困難物の発生、処理費用の増大などが大きな問題となっています。

日常生活の中でごみの量を減らす工夫をし、できる限りごみを資源として再利用（リサイクル）して、処分するごみの量を減らすことが必要です。



みんなで作ろう!!資源循環社会

市の取り組み

(1)3Rの推進

- 発生抑制（リデュース）の推進
- 再使用（リユース）の推進
- 再利用（リサイクル）の推進

(2)ごみ処理問題全体に対する取り組みの方法

- 北本市一般廃棄物処理基本計画の見直し

自治会

ごみの出し方を守ってトラブルのないよう工夫しています。

- ごみ集積所の設置・管理
- 資源回収場所の設置・管理
- ゴミ減量推進員の選出
- ごみ情報の伝達、他

ごみ減量等推進
市民会議

市民の立場でごみを減らす方法を考え実践しています。

- ごみの発生抑制
- ごみの自家処理の推進
- ゴミ減量とリサイクルの推進
- 市民の意識改革
- ごみ処理施設見学、他

市民の取り組み

- すぐにごみになるようなものを、購入したりもらったりしないようにしましょう。例えば、過剰な包装を断ったり、スーパーマーケットでは買い物袋を持参してレジ袋をもらわないようにしましょう。
- 電化製品や家具・日用品などはできる限り長く使用しましょう。
- 使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長期間使用できて再利用が可能な製品を購入・使用しましょう。
- フリーマーケットを利用したり、資源回収などに参加して、資源の再使用・再利用に心がけましょう。
- 廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにしましょう。
- ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の使用は控えましょう。
- ごみは「分別収集家庭ごみ・資源類の出し方」に基づいて出しましょう。
- 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出しましょう。
- 生ごみや植木のせん定材などはたい肥化して、市民農園や家庭菜園などに利用しましょう。
- 物品の購入に当たっては、リサイクル品を積極的に選択しましょう。

事業者の取り組み

- 包装紙や梱包（こんぼう）材、広告紙は必要最低限にしましょう。
- 使い捨て製品はできる限り製造・販売・使用しないようにしましょう。
- 長期間使用でき、再利用が可能な製品を製造・販売・使用しましょう。
- 廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにしましょう。
- 製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）を明記しましょう。
- ダイオキシンや環境ホルモンなどの発生源となるような製品の製造・販売・使用は控えましょう。
- 建設事業における産業廃棄物の適正処理及び、ゼロエミッションを推進しましょう。
- 再生資源を利用した製品や材料を選択し、使用しましょう。
- 再生資源を利用した製品や材料の販売・購入・利用を推進しましょう。
- 事業所における資源化推進体制を整備しましょう。
- 敷地内の植木のせん定材をたい肥化しましょう。
- リサイクル品を積極的に使用しましょう。
- 事業所の環境報告書や廃棄物減量化計画の作成を進めましょう。

地球上の大気・水・土壌などの環境は、生物の何十億年という営みによって形成されたものです。あらゆる生命は単独では存在することができず、植物・動物・微生物などがおりなす生態系として、互いに支え合っています。私たちの暮らしは、多様な生物が生育・生息する自然環境があって初めて成り立ちます。豊かな自然とのふれあいを通して、私たちは心の安らぎや感動も得ています。

地球温暖化やオゾン層破壊に代表される地球環境問題は、身近な問題としてとらえにくいいため、私たちの日常の暮らしとは関係が薄いように思われがちです。

しかし、地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動の集積の結果といっても過言ではありません。地球環境問題の解決のためには、私たちの日常生活や事業活動の中で、着実な取り組みをおこなうことがとても重要です。

協働による二酸化炭素排出削減



民間団体の取り組み

- 市民の地球環境への意識の高揚・啓発を図りましょう。
- 環境保全への取り組み事例や効果を発信しましょう。
- 埼玉県地球温暖化防止活動推進センターのエコライフ DAY に協力しましょう。
- 学校での環境教育や環境保全活動を支援しましょう。

市の取り組み

(1)地球温暖化防止対策

- 地球温室効果ガスの発生抑制
- 市民との協働による地球温暖化対策の推進
- 電気・ガスの使用量抑制、資源の有効利用
- 省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入

(2)オゾン層破壊防止対策

- フロンガスの発生抑制

(3)酸性雨の防止対策

- 自動車排出ガス対策の推進
- 公共交通機関や自転車の利用促進

(4)地球環境問題全体への取り組みの方法

- 国・県や他の地方公共団体との連携

市民の取り組み

- 省エネ行動を実践しましょう。
- 省エネ家電・機器を使用するようにしましょう。
- 太陽光・太陽熱利用など環境にやさしいエネルギーを利用しましょう。
- 公共交通機関等を積極的に利用しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 低公害車・低燃費車を利用しましょう。
- ごみの減量化・資源化に協力しましょう。
- 身近なスペースを緑化しましょう。
- 雑木林保全への取り組みに参加しましょう。
- チェックシートでCO₂排出量をチェックしましょう。

事業者の取り組み

- 環境マネジメントシステムを導入しましょう。
- 生産・流通・販売・サービスなど事業活動の各段階でエネルギー効率の改善に努めましょう。
- 省エネ行動に取り組みましょう。
- 省エネ家電・機器を使用しましょう。
- 太陽光・太陽熱利用など環境にやさしいエネルギーを利用しましょう。
- 公共交通機関等を積極的に利用しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 低公害車・低燃費車を利用しましょう。
- ごみの減量化・資源化に協力しましょう。
- 事業所周辺の緑化を進めましょう。
- 雑木林保全活動に参加・協力しましょう。

北本市環境マネジメントシステムの概要

- 1 適用規格 ISO14001:2004
- 2 適用範囲 市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動
- 3 審査登録機関 JQA（財団法人 日本品質保証機構）
- 4 認証登録日 平成13年4月11日
- 5 組織体制

環境管理総括者	市長
環境管理副総括者	副市長
環境管理責任者	市民経済部長
実行部門長	各部局室長
環境管理推進責任者	各課所長
環境管理推進員	各課所で主査以上の職にあるもの
環境調整会議	副市長、教育長、部長職にあるもの
環境調整検討部会	市民経済部長、まちづくり推進部長、関係課長
内部環境監査員	環境管理総括者が任命した者（16名）

6 取り組む三つの柱

- (1) 日常の事務運営等における環境配慮項目
- (2) 環境設備等における適正管理項目
- (3) 施策・事業における環境配慮項目

7 更新審査結果

- (1) 審査日 平成22年1月26日～1月28日
- (2) 審査員 JQA審査員 2名
- (3) 審査範囲 市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動（全部署）
- (4) 審査所見（抜粋）

● 当該マネジメントシステム全体として継続的な適合性および有効性ならびに承認の範囲に対する適切性を審査することを目的とした。

- 自治体として日本で初めて環境省の自主参加型国内排出量取引制度に参加し、過去3年間平均のCO₂1割削減を目標に掲げている。このことは自治体のCO₂排出量削減の取り組みの先駆けとして秀逸な事例として評価したい。

北本市環境方針

〔基本理念〕

北本市は、武蔵野の雑木林や荒川の清流などが残された自然の息吹あふれる環境に恵まれたまちです。

私たちは、過去から受け継いできた豊かな自然環境を守り、その実りを享受するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有しています。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会経済活動や自動車中心の社会によりもたらされる便利で豊かな生活は、地域の自然環境のみならず地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題を引き起こしています。

そのため、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、地球温暖化をはじめとする環境問題の主要因である車社会からの脱却をも見据えて、私たち自身の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

そこで、北本市は、市の望ましい環境像とする『緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本』の実現を目指し、市民及び事業者の環境に対する意識の高揚や環境管理活動の普及を図るとともに、協働して地球環境に配慮した取り組みを具体的に推進します。

〔基本方針〕

北本市は基本理念を踏まえ、継続的な環境の保全・改善を図り、人と自然に優しいまちづくりを推進するため、次の方針を策定します。

- 1 北本市の事務・事業等の活動の重要性や、それが環境に与える様々な影響を十分認識したうえで、適切な環境配慮を行っていきます。
- 2 環境マネジメントシステムの継続的な改善を実施するとともに、地球温暖化対策及び環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境に関する法令、その他の合意事項を遵守します。
- 4 環境に影響を与える主要な要因を改善するため、環境目的及び環境目標を設定し、継続的な見直しを行います。
- 5 職員の環境に対する意識の高揚と、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、基本理念及び基本方針を文書化し、全職員への周知と研修を行います。
- 6 この環境方針は、本市の環境への取り組みを広く内外に示すため公表します。

平成15年5月23日

北本市長 石津賢治

北本市環境マネジメントシステムの実績

北本市環境マネジメントシステム適用範囲：市役所庁舎及び文化センター

1 日常の事務運営等における環境配慮項目（平成21年度実績）

CO2排出量合計

CO2 (トン)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	371	386	15	4.0%
	下期	379	374	-5	-1.3%
	合計	750	760	10	1.3%

電気使用量の削減目標・・・平成19年度比1.0%削減

CO2 (トン)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	286	297	11	3.8%
	下期	292	292	0	0.0%
	合計	578	589	11	1.9%
電気使用量 (千kwh)	上期	516	536	20	3.9%
	下期	526	525	-1	-0.2%
	合計	1,042	1,061	19	1.8%

燃料使用量の削減目標・・・平成19年度比1.0%削減

CO2		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	59.8	65.2	5	9.0%
	下期	65.4	61.8	-4	-5.5%
	合計	125.2	127	2	1.4%
都市ガス使用量 (m ³)	上期	26,968	29,557	2,589	9.6%
	下期	29,014	27,701	-1,313	-4.5%
	合計	55,982	57,258	1,276	2.3%
	灯油使用量 (ℓ)	上期	396	268	-128
下期		845	570	-275	-32.5%
合計		1,241	838	-403	-32.5%

公用車燃料使用量の削減目標・・・平成19年度比1.0%削減

CO2 (トン)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	24.5	23.6	-1	-3.7%
	下期	21.9	20.3	-2	-7.3%
	合計	46.4	43.9	-2	-5.4%
ガソリン使用量 (ℓ)	上期	8,555	8,152	-403	-4.7%
	下期	7,828	6,879	-949	-12.1%
	合計	16,383	15,031	-1,352	-8.3%
	軽油使用量 (ℓ)	上期	1,208	1,248	40
下期		1,059	1,125	66	6.2%
合計		2,267	2,373	106	4.7%
LPG使用量 (m ³)		上期	856	822	-34
	下期	587	838	251	42.8%
	合計	1,443	1,660	217	15.0%

水道使用量の削減目標・・・平成19年度比1.0%削減

水道使用量 (m ³)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	4,561	4,058	-503	-11.0%
	下期	4,198	3,924	-274	-6.5%
	合計	8,759	7,982	-777	-8.9%

コピー用紙使用量の削減目標・・・平成19年度比1.0%削減

コピー用紙使用量 (万枚)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	152	181	29	19.1%
	下期	152	177	25	16.4%
	合計	304	358	54	17.8%

ごみの減量とリサイクルの推進・・・平成19年度比2.0%のごみの減量とリサイクルを推進する

燃やせるごみ (k g)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	1,893	1,420	-473	-25.0%
	下期	1,528	1,508	-20	-1.3%
	合計	3,421	2,928	-493	-14.4%
燃やせないごみ (k g)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	410	174	-236	-57.6%
	下期	421	253	-168	-39.9%
	合計	831	427	-404	-48.6%
燃やせるごみ・ 燃やせないごみ 全体		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	2,303	1,594	-709	-30.8%
	下期	1,949	1,761	-188	-9.6%
	合計	4,252	3,355	-897	-21.1%

紙資源 (k g)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	10,350	5,787	-4,563	-44.1%
	下期	5,404	15,812	10,408	192.6%
	合計	15,754	21,599	5,845	37.1%
容器包装リサイクル ごみ(k g)		平成19年度	平成21年度	増減量	増減率
	上期	142	158	16	11.3%
	下期	180	104	-76	-42.2%
	合計	322	262	-60	-18.6%

グリーン購入の推進・・・グリーン購入ガイドラインの平成21年度目標

P.87参照

2 施策・事業における環境配慮項目

目 的	目 標	
自然と人間の共生する環境	1	・不法投棄パトロール
	2	・緑のトラスト8号地保全事業
	3	・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・促進
	4	・石戸蒲桜保護・管理事業
	5	・清掃美化活動の実施
環境への負荷が少ない地域社会の実現	6	・公用車のアイドリング・ストップ運動
	7	・アイドリング・ストップ啓発事業
	8	・水質測定調査
	9	・合併浄化槽設置補助事業
	10	○公共下水道の整備促進
	11	・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・促進（再掲）
	12	・工場・事業所における悪臭防止の啓発指導
	13	・地球温暖化対策実行計画の推進
	14	・市民・事業者CO2オフセット事業
	15	・ごみ減量等推進市民会議活動支援
	16	・生ごみ処理機購入費補助事業
	17	○道路維持・改良事業
	18	・市庁舎内のごみの分別収集の徹底
	19	・容器包装リサイクル法に基づく回収事業
	20	・資源回収の充実
	21	・牛乳パックの回収事業
	22	・グリーン購入の推進
地球環境を守る地域からの取組みの推進	23	・公用車のアイドリング・ストップ運動
	24	・環境マネジメントシステムの推進
	25	・環境基本計画年次報告書作成事業
	26	・アダプトプログラムの実施

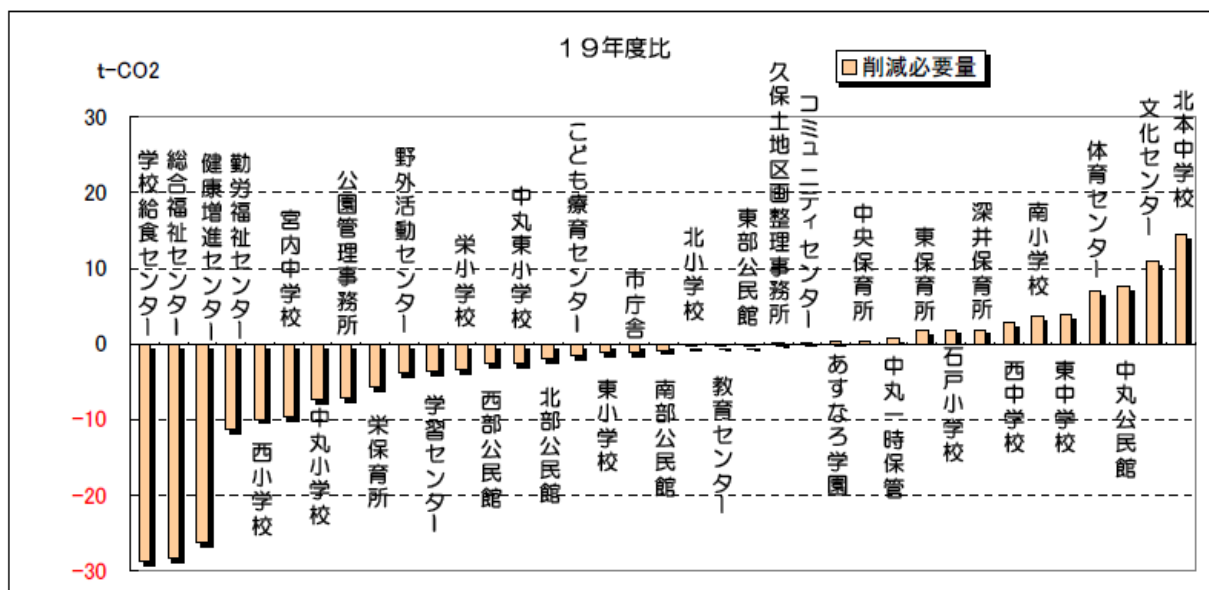
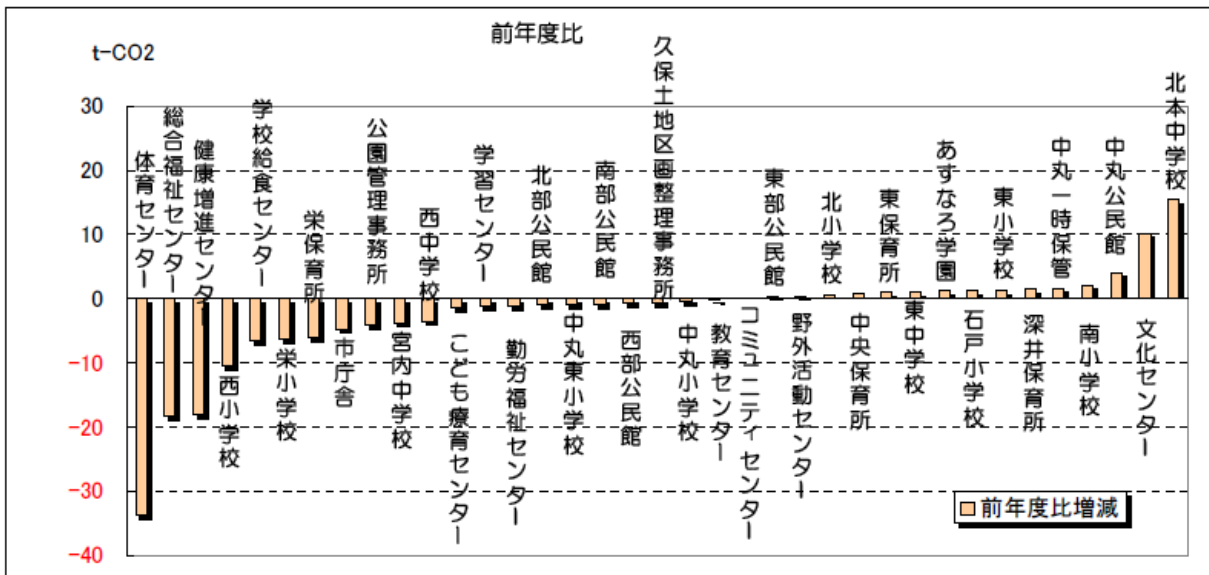
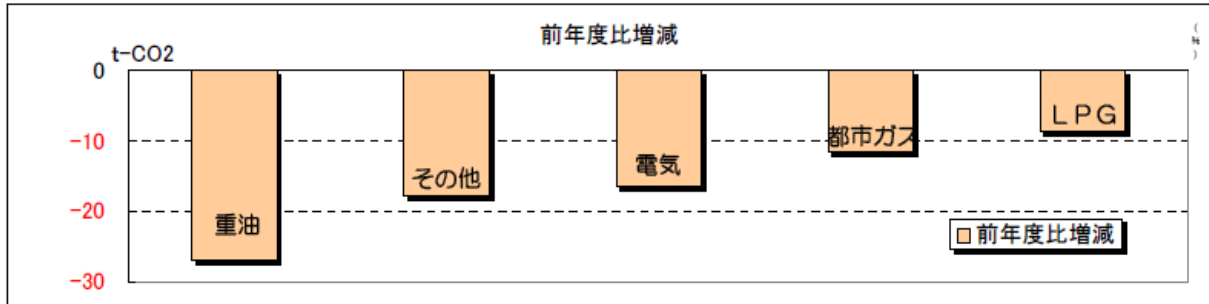
※ “○” は公共事業を、“・” は環境保全・創造事業を表す

3 市庁舎及び文化センターの環境設備等の適正管理項目

目 的	目 標
市庁舎及び文化センターの環境設備等の管理強化	環境設備に関わる法的及びその他要求事項を遵守する。 環境設備等の点検実施率 100% 目標達成

第2次北本市地球温暖化対策実行計画の取組状況

排出量(t)	19年度 【基準年度】	18年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	24年度 (目標)	25年度 (目標)	当初 目標
温室効果ガス排出量	3,553	3,498	3,535	3,454	3,443	3,432	3,421	3,410	3,410
電気によるCO2	2,546	2,444	2,559	2,542	2,534	2,526	2,518	2,510	2,444
都市ガスによるCO2	578	609	544	532	531	529	527	526	555
LPGによるCO2	120	162	110	101	101	100	100	100	116
重油によるCO2	154	144	163	136	135	135	134	134	148
その他	154	140	160	143	142	142	141	141	148
水道使用量(千m ³)	150	155	140	135	135	135	135	135	144
用紙使用量(万枚)	303		356	355	338	321	306	291	291
ごみ(kg)	4,252		2,982	3,355	3,355	3,355	3,355	3,355	3,886



グリーン購入実績

グリーン購入対象範囲：市庁舎・文化センター・出先機関・小中学校

対象分類		品目数	品目名	21年度目標	21年度実績
A 項目	用紙類	5	フォーム用紙・コピー用紙・印刷用紙	ガイドラインに基づいた購入率 100%	99.9% (H20 99.9%)
	衛生紙類	1	トイレトーパー		
	文具事務用品類	34	インデックス 鉛筆 朱肉 クラフトテープ 消しゴム 粘着テープ ゼムクリップ ノート ファイル 定規 シャープペン・替芯のり 目玉クリップ スタンプ台 はさみ セロテープ 付箋紙 修正テープ 修正液など		
	自動車	1	自動車		
	納入印刷物	6	広報誌 計画書 報告書 チラシ パンフレット 封筒		
B 項目	機器類	5	机 いす 戸棚 本棚 ホワイトボード	ガイドラインに基づいた購入率 90%	100% (H20 99.8%)
	OA機器	5	コピー機 プリンター 電子計算機 スキャナー ファクシミリ		
	家電製品	3	冷蔵庫 エアコン テレビ		
	蛍光管等	2	蛍光管(直管型：40W型蛍光ランプ) 蛍光灯照明器具(40型)		
	インテリア・寝装寝具	4	カーテン 毛布 カーペット 布団		
	制服・作業服・作業手袋	6	制服 作業服 白衣 防寒服 エプロン 作業手袋 帽子		
C 項目	設備	2	太陽光発電システム 太陽熱利用システム	ガイドラインに基づいた購入に努める	100% (H20 実績なし)
	公共工事	8	再生課熱アスファルト混合物断熱材 再生骨材等 タイル パッケージ型空調用機器 など		

※品目数・品目名は「平成21年度版 北本市グリーン購入ガイドライン」による

平成21年度 河川・用排水路等水質分析結果

採取場所及び採取日		谷田用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）		荒川	城ヶ谷堤下 水路	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	桶川境	鴻巣境	2月1日	
		2月1日	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日	2月1日	
気温	℃	9.6	9.7	9.8	9.9	8.6	9.5	9.0	—
水温	℃	9.5	9.5	12.0	11.8	11.0	10.3	4.7	—
臭気		下水臭	下水臭	無臭	下水臭	無臭	下水臭	無臭	—
色相		微黄色	微黄色	微黄色	黄色	微黄色	黄白色	黄色	—
透視度	度	80	92	90	79	>100	70	55	—
pH		7.0	7.3	7.7	6.8	7.2	7.2	7.2	6.5~8.5
BOD	mg/l	8.1	5.1	2.3	4.6	4.5	8.8	1.8	3以下
SS	mg/l	3.7	4.1	4.8	6.7	2.7	6.1	4.6	25以下
DO	mg/l	8.7	10.0	14.0	9.1	14	7.2	11	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.01以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.0005以下
T-N	mg/l	—	6.1	4.1	—	-	8.3	—	—
T-P	mg/l	—	0.67	0.5	—	-	0.68	—	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質物質	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	1.6	—	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	0.2	不検出	—	-	0.55	—	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	-	不検出	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	-	—	—	0.01以下

※基準値（環境庁告示第59号別表1・2より）pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

※江川（勝林水路）の鴻巣境は暗渠のため、他水路等との比較の観点から、暗渠でない最北地点で調査した。

平成20年度 河川・用排水路等水質分析結果

採取場所及び採取日		谷田用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）		荒川	城ヶ谷堤下 水路	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	桶川境	鴻巣境	1月27日	
		1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	1月27日	
気温	℃	11.0	11.8	10.3	4.0	9.8	6.0	5.5	—
水温	℃	9.8	9.0	8.8	9.5	8.9	5.0	2.7	—
臭気		無臭	無臭	下水臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
色相		微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	—
透視度	度	100	100	95	100	73	100	47	—
pH		6.9	7.0	6.9	6.6	6.9	7.6	7.0	6.5~8.5
BOD	mg/l	5.7	7.5	6.7	5.6	9.8	1.8	2.8	3以下
SS	mg/l	3	3.9	6.5	3.2	6.2	5.2	4.4	25以下
DO	mg/l	8.5	8.6	11.0	6.6	7.8	13	11	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.01以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.0005以下
T-N	mg/l	—	5.2	6.6	—	8.2	2.4	—	—
T-P	mg/l	—	0.4	0.52	—	0.63	0.09	—	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質物質	mg/l	—	不検出	0.7	—	1.3	不検出	—	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	0.24	0.87	—	0.65	不検出	—	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	不検出	不検出	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジソ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下

※基準値（環境庁告示第59号別表1・2より）pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

※江川（勝林水路）の鴻巣境は暗渠のため、他水路等との比較の観点から、暗渠でない最北地点で調査した。

大気測定結果

平成20年度

調査地点 荒井3丁目地内（西部公民館屋上）

濃度単位：ppm

調査項目		調査日				
		11月18日(火)	11月19日(水)	11月20日(木)	11月21日(金)	11月22日(土)
一酸化窒素	平均値	0.006	0.003	0.007	0.020	0.002
	最大値	0.025	0.007	0.033	0.063	0.009
	最小値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
二酸化窒素	平均値	0.017	0.009	0.015	0.020	0.010
	最大値	0.037	0.018	0.029	0.039	0.029
	最小値	0.006	0.004	0.005	0.006	0.003
窒素酸化物	平均値	0.023	0.012	0.022	0.040	0.013
	最大値	0.053	0.024	0.055	0.082	0.038
	最小値	0.008	0.006	0.007	0.007	0.004

平成18年度

調査地点 栄地内（学習センター屋上）

濃度単位：ppm

調査項目		調査日				
		11月1日(水)	11月2日(木)	11月3日(金)	11月4日(土)	11月5日(日)
一酸化窒素	平均値	0.007	0.004	0.009	0.017	0.012
	最大値	0.022	0.008	0.036	0.059	0.082
	最小値	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001
二酸化窒素	平均値	0.007	0.004	0.005	0.006	0.004
	最大値	0.018	0.010	0.009	0.009	0.008
	最小値	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002
窒素酸化物	平均値	0.014	0.008	0.014	0.022	0.016
	最大値	0.033	0.015	0.041	0.067	0.086
	最小値	0.006	0.005	0.006	0.006	0.004

備考

《二酸化窒素の環境基準》・・・1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン又はそれ以下であること。

（昭和53年環境庁告示第38号）

平成20年度 ダイオキシン類分析結果

試料名:北本市立石戸小学校校庭(土壌)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.13	0.013	0.004	1	0.13
	TeCDDs	30	0.013	0.004	-	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.78	0.012	0.004	1	0.78
	PeCDDs	17	0.012	0.004	-	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.73	0.018	0.005	0.1	0.073
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	1.6	0.020	0.006	0.1	0.16
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	1.7	0.026	0.008	0.1	0.17
	HxCDDs	24	0.026	0.008	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	20	0.019	0.006	0.01	0.20
	HpCDDs	44	0.019	0.006	-	0
	OCDD	210	0.04	0.01	0.0003	0.063
	Total PCDDs	325	-	-	-	1.576
ジバンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	1.3	0.012	0.004	0.1	0.13
	TeCDFs	32	0.012	0.004	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	2.0	0.012	0.004	0.03	0.0600
	2,3,4,7,8-PeCDF	2.2	0.013	0.004	0.3	0.660
	PeCDFs	28	0.013	0.004	-	0
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	2.3	0.029	0.009	0.1	0.23
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	2.3	0.026	0.008	0.1	0.23
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.21	0.026	0.008	0.1	0.021
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	2.9	0.022	0.007	0.1	0.29
	HxCDFs	25	0.029	0.009	-	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	12	0.023	0.007	0.01	0.12
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	1.7	0.019	0.006	0.01	0.017
	HpCDFs	21	0.023	0.007	-	0
	OCDEF	9.6	0.04	0.01	0.0003	0.0029
Total PCDFs	115.6	-	-	-	1.76088	
Total (PCDDs+PCDFs)		440.6	-	-	-	3.33688
コブロナーポリ塩化ビフェニール	3,4,4',5'-TeCB	0.59	0.026	0.008	0.0003	0.00018
	3,3',4,4'-TeCB	8.9	0.029	0.009	0.0001	0.00089
	3,3',4,4',5'-PeCB	2.3	0.027	0.008	0.1	0.23
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	0.78	0.024	0.007	0.03	0.023
	Totalノンオルト体	12.57	-	-	-	0.254467
	2',3,4,4',5'-PeCB	1.3	0.020	0.006	0.00003	0.000039
	2,3',4,4',5'-PeCB	31	0.029	0.009	0.00003	0.00093
	2,3,3',4,4'-PeCB	20	0.029	0.009	0.00003	0.00060
	2,3,4,4',5'-PeCB	0.62	0.029	0.009	0.00003	0.0000186
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	5.6	0.029	0.009	0.00003	0.00017
	2,3,3',4,4',5-HxCB	10	0.024	0.007	0.00003	0.00030
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	3.7	0.027	0.008	0.00003	0.000111
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	1.7	0.026	0.008	0.00003	0.000051
	Totalモノオルト体	73.92	-	-	-	0.0022176
Total コブロナーPCB	86.49	-	-	-	0.2566846	
Total ダイオキシン類+コブロナーPCB						3.6

- ・かっこ付は検出下限値以上、定量下限値未満を表わす。
- ・実測濃度中のNDは検出下限値未満を表わす。
- ・毒性等量は定量下限未満の数値を0として毒性等量換算した値である。
- ・pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

平成18年度 ダイオキシン類分析結果

試料名:北本市立中丸小学校(土壌)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-1998)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.30	0.09	1	0
	TeCDDs	0.93	0.30	0.09	—	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.18	0.05	1	0
	PeCDDs	ND	0.18	0.05	—	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.5	0.1	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	(0.16)	0.27	0.08	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.3	0.1	0.1	0
	HxCDDs	(0.48)	0.5	0.1	—	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.91	0.5	0.2	0.01	1.0091
	HpCDDs	1.9	0.5	0.2	—	0
	OCDD	100	0.9	0.3	0.0001	0.010
	Total PCDDs	103.31	—	—	—	0.0191
	ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.09	0.03	0.1
TeCDFs		ND	0.09	0.03	—	0
1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF		ND	0.22	0.07	0.05	0
2,3,4,7,8-PeCDF		ND	0.07	0.02	0.5	0
PeCDFs		ND	0.22	0.07	—	0
1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF		ND	0.7	0.2	0.1	0
1,2,3,6,7,8-HxCDF		ND	0.4	0.1	0.1	0
1,2,3,7,8,9-HxCDF		ND	0.6	0.2	0.1	0
2,3,4,6,7,8-HxCDF		ND	0.6	0.2	0.1	0
HxCDFs		ND	0.7	0.2	—	0
1,2,3,4,6,7,8-HpCDF		(0.23)	0.3	0.1	0.01	0
1,2,3,4,7,8,9-HpCDF		ND	0.7	0.2	0.01	0
HpCDFs		(0.23)	0.7	0.2	—	0
OCDEF		ND	2.3	0.7	0.0001	0
Total PCDFs	0.23	—	—	—	0	
Total (PCDDs+PCDFs)		103.54	—	—	—	0.0191
コプラナー ポリ塩化 ビフェニル	3,4,4',5-TeCB	ND	0.5	0.2	0.0001	0
	3,3',4,4'-TeCB	(0.24)	0.4	0.1	0.0001	0
	3,3',4,4',5-PeCB	ND	0.5	0.1	0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	ND	0.6	0.2	0.01	0
	Totalノンオルト体	0.24	—	—	—	—
	2',3,4,4',5-PeCB	ND	0.3	0.1	0.0001	0
	2,3',4,4',5-PeCB	2.2	0.6	0.2	0.0001	0.00022
	2,3,3',4,4'-PeCB	1.0	0.5	0.1	0.0001	0.00010
	2,3,4,4',5-PeCB	ND	0.7	0.2	0.0005	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	(0.32)	0.4	0.1	0.00001	0
	2,3,3',4,4',5-HxCB	0.53	0.5	0.1	0.0005	0.000265
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	ND	0.5	0.2	0.0005	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	ND	0.7	0.2	0.0001	0
	Totalモノオルト体	4.05	—	—	—	0.000585
Total コプラナーPCB		4.29	—	—	—	0.000585
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						0.02

- ・かっこ付は検出下限値以上、定量下限値未満を表わす。
- ・実測濃度中のNDは検出下限値未満を表わす。
- ・毒性等量は定量下限未満の数値を0として毒性等量換算した値である。
- ・pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

平成20年度 ダイオキシン類分析結果

試料名：北本市北部公民館(大気)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-2006)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.0053	0.0016	0.0005	1	0.0053
	TeCDDs	0.86	0.0016	0.0005	—	—
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.040	0.0016	0.0005	1	0.040
	PeCDDs	0.80	0.0016	0.0005	—	—
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.044	0.007	0.002	0.1	0.0044
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.054	0.007	0.002	0.1	0.0054
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.053	0.007	0.002	0.1	0.0053
	HxCDDs	0.90	0.007	0.002	—	—
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.45	0.007	0.002	0.01	0.0045
	HpCDDs	0.92	0.007	0.002	—	—
	OCDD	2.2	0.017	0.005	0.0003	0.00066
Total PCDDs	5.68	—	—	—	0.06556	
ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.079	0.0016	0.0005	0.1	0.0079
	TeCDFs	2.9	0.0016	0.0005	—	—
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	0.21	0.0016	0.0005	0.03	0.00630
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.15	0.0016	0.0005	0.3	0.045
	PeCDFs	2.3	0.0016	0.0005	—	—
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	0.22	0.007	0.002	0.1	0.022
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.17	0.007	0.002	0.1	0.017
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.015	0.007	0.002	0.1	0.0015
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.10	0.007	0.002	0.1	0.010
	HxCDFs	1.6	0.007	0.002	—	—
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.44	0.007	0.002	0.01	0.0044
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.041	0.007	0.002	0.01	0.00041
	HpCDFs	0.79	0.007	0.002	—	—
	OCDEF	0.15	0.017	0.005	0.0003	0.000045
	Total PCDFs	7.74	—	—	—	0.114555
Total (PCDDs+PCDFs)		13.42	—	—	—	0.180115
コプラナー ポリ塩化 ビフェニール	3,4,4',5'-TeCB	0.063	0.011	0.003	0.0003	0.000019
	3,3',4,4'-TeCB	0.31	0.011	0.003	0.0001	0.000031
	3,3',4,4',5'-PeCB	0.087	0.011	0.003	0.1	0.0087
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	0.021	0.011	0.003	0.03	0.00063
	Totalノンオルト体	0.481	—	—	—	0.0093799
	2',3,4,4',5'-PeCB	0.043	0.011	0.003	0.00003	0.0000013
	2,3',4,4',5'+2,3,3',4,5'-PeCB	1.2	0.011	0.003	0.00003	0.000036
	2,3,3',4,4'+3,3',4,5,5'-PeCB	0.45	0.011	0.003	0.00003	0.000014
	2,3,4,4',5'-PeCB	0.054	0.011	0.003	0.00003	0.00000162
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	0.060	0.011	0.003	0.00003	0.0000018
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.13	0.011	0.003	0.00003	0.0000039
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.040	0.011	0.003	0.00003	0.00000120
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	0.034	0.011	0.003	0.00003	0.0000010
	Totalモノオルト体	2.011	—	—	—	0.00006033
Total コプラナーPCB	2.492	—	—	—	0.00944023	
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						0.19

- ・実測濃度欄の () 付きの数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。
- ・実測濃度欄の "ND" は、検出下限未満の濃度であることを示す。
- ・実測濃度が定量下限値未満で検出下限以上の場合、毒性等量計算にはそのままの値を用い*をつけて表す。
- ・実測濃度が検出下限値未満 (DN) の場合、毒性等量計算には検出下限の1/2の値を用いて**をつけて表す。
- ・pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

平成18年度 ダイオキシン類分析結果

試料名：北本市中丸公民館(大気)

ダイオキシン類		実測濃度 pg/m ³	定量下限 pg/m ³	検出下限 pg/m ³	毒性等価係数 (TEF-1998)	毒性等量(TEQ) pg-TEQ/m ³
ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.0047	0.0027	0.0009	1	0.0047
	TeCDDs	1.1	0.0027	0.0009	—	
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.021	0.0027	0.0009	1	0.021
	PeCDDs	0.5	0.0027	0.0009	—	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.018	0.012	0.004	0.1	0.0018
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.028	0.012	0.004	0.1	0.0028
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.028	0.012	0.004	0.1	0.0028
	HxCDDs	0.5	0.012	0.004	—	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.18	0.012	0.004	0.01	0.0018
	HpCDDs	0.4	0.012	0.004	—	
	OCDD	0.64	0.03	0.009	0.0001	0.000064
	Total PCDDs	3.14	—	—	—	0.034964
ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.058	0.0027	0.0009	0.1	0.0058
	TeCDFs	2.5	0.0027	0.0009	—	
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-PeCDF	0.12	0.0027	0.0009	0.05	0.006
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.084	0.0027	0.0009	0.5	0.042
	PeCDFs	1.4	0.0027	0.0009	—	
	1,2,3,4,7,8+1,2,3,4,7,9-HxCDF	0.13	0.012	0.004	0.1	0.013
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.0098	0.012	0.004	0.1	0.0098
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	(0.0098)	0.012	0.004	0.1	0.00098*
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.11	0.012	0.004	0.1	0.011
	HxCDFs	1	0.012	0.004	—	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.39	0.012	0.004	0.01	0.0039
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.056	0.012	0.004	0.01	0.00056
	HpCDFs	0.76	0.012	0.004	—	
	OCDEF	0.3	0.03	0.009	0.0001	0.00003
Total PCDFs	5.96	—	—	—	0.09307	
Total (PCDDs+PCDFs)		9.1	—	—	—	0.128034
コプラナー ポリ塩化 ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB	0.083	0.018	0.005	0.0001	0.0000083
	3,3',4,4'-TeCB	0.36	0.018	0.005	0.0001	0.000036
	3,3',4,4',5'-PeCB	0.091	0.018	0.005	0.1	0.0091
	3,3',4,4',5,5'-HxCB	(0.013)	0.018	0.005	0.01	0.00013*
	Totalノンオルト体	0.547	—	—	—	0.0092743
	2',3,4,4',5'-PeCB	0.051	0.018	0.005	0.0001	0.0000051
	2,3',4,4',5'+2,3,3',4,5'-PeCB	1.4	0.018	0.005	0.0001	0.00014
	2,3,3',4,4'+3,3',4,5,5'-PeCB	0.5	0.018	0.005	0.0001	0.00005
	2,3,4,4',5'-PeCB	0.072	0.018	0.005	0.0005	0.000036
	2,3',4,4',5,5'-HxCB	0.082	0.018	0.005	0.00001	0.00000082
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.13	0.018	0.005	0.0005	0.000065
	2,3,3',4,4',5'-HxCB	0.053	0.018	0.005	0.0005	0.0000265
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB	0.031	0.018	0.005	0.0001	0.0000031
	Totalモノオルト体	2.319	—	—	—	0.00032652
Total コプラナーPCB	2.866	—	—	—	0.00960082	
Total ダイオキシン類+コプラナーPCB						0.14

- ・かっこ付は検出下限値以上、定量下限値未満を表わす。
- ・実測濃度中のNDは検出下限値未満を表わす。
- ・実測濃度が定量下限値未満で検出下限以上の場合、毒性等量計算にはそのままの値を用い*をつけて表す。
- ・pgとはピコグラムと呼び、1兆分の1グラムを表す。

【参考】

旧計画における目標進捗状況 (1/3)

施策の方向	平成27年(2015)度までの目標	目標進捗状況 A:達成～E;未達成							総合評価	
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		
長期的な目標1 自然と人間の共生する環境										
1 自然環境の保全と創造	①	平成17年(2005)度までに雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。	E	E	E	E	E	E	E	D
	②	平成17年(2005)度までに現存する谷津の保全方針を作成します。	E	E	E	E	C	B	B	
	③	環境に視点をいった土地利用指針を作成します。	E	E	E	E	D	D	D	
	④	平成17年(2005)度までに市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。	C	C	C	C	C	C	C	
	⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E	E	E	E	E	E	
	⑥	土地の改変などに際して、表土を保全します。	E	E	E	E	E	E	Ⓔ	
	⑦	開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。	D	D	D	D	D	D	D	
2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。	E	E	E	E	E	E	E	D
	②	河川改修においては多自然工法を導入します。	E	E	E	E	E	E	E	
	③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	D	D	D	D	D	D	D	
3 豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。	E	E	E	E	E	E	E	C
	②	市役所内への有機農産物のアンテナショップ設置など、有機農法推進策を実施します。	E	D	D	D	D	D	B	
	③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	
	④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。	E	E	E	E	E	E	Ⓔ	
4 公園の整備	①	市民1人当たりの都市公園等面積は15.0㎡を目指します。	C	C	C	C	C	C	C	C
	②	緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。	C	C	C	C	C	C	C	
	③	市内都市公園へビオトープを創出します。	C	C	C	C	C	C	C	
5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	D
	②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。	E	E	E	E	E	E	E	
	③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。	E	E	E	E	E	E	E	
6 道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による街路緑化を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	D
	②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。	D	D	D	D	D	D	D	
	③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。	E	E	E	E	E	E	E	
7 野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。	D	D	D	D	D	D	C	D
	②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。	E	E	E	E	E	E	E	
	③	サンバ・オオタカ・キツネの繁殖環境を維持保全します	D	D	D	D	D	D	D	
8 歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。	B	B	B	B	B	B	B	D
	②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	E	E	E	E	E	E	
	③	郷土の歴史資料館を整備します。	E	E	E	E	E	E	E	
9 豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。	C	C	C	C	C	C	C	C
	②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。	B	B	B	B	B	B	B	

【参考】

旧計画における目標進捗状況 (2/3)

施策の方向		平成 27 年(2015)度までの目標		目標進捗状況 A:達成～E:未達成							総合 評価	
				H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現												
10	空気の清浄さの維持	①	二酸化窒素に係る環境基準をおおむね 100%達成します。	C	C	C	C	C	C	C	C	
		②	公共交通機関を充実します。	C	C	C	C	C	C	C		C
		③	自転車駐車場の確保を推進します。	A	A	A	A	A	A	A		A
		④	市内走行バスを、ディーゼル車から天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。	E	E	D	D	D	D	D		D
		⑤	新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。	E	E	D	D	D	D	D		D
		⑥	幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。	E	E	E	E	E	E	E		E
		⑦	大気汚染監視体制を整備します。	D	D	D	D	D	D	D		D
		⑧	公用車を低公害車にします。	D	D	D	C	C	C	C		C
		⑨	野焼きパトロール体制を推進します。	C	C	C	C	C	C	C		C
		⑩	調査測定を推進します。	D	D	D	D	D	D	D		D
11	水の清浄さの維持	①	平成 17 年(2005)度までに市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を実施します。	A	A	A	A	A	A	A	C	
		②	地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。	A	A	A	A	A	A	A		A
		③	市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。	C	C	C	C	C	C	C		C
		④	河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。	E	E	E	E	E	E	E		E
		⑤	市の河川・水路に魚が息できるような水質を改善します。	D	D	D	D	D	D	D		D
		⑥	公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。	B	B	B	B	B	B	B		B
		⑦	公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設を整備を推進します。	D	C	B	B	B	B	B		B
		⑧	歩道において透水性舗装を実施します。	D	D	D	D	D	D	D		D
		⑨	道路舗装計画において透水性舗装を実施します。	D	D	D	D	D	D	D		D
		⑩	地盤条件などを考慮した雨水浸透施設(雨水マス・トレンチなど)を整備します。	C	C	C	C	C	C	C		C
		⑪	土地の改変などに際する地下水流断を回避します。	E	E	E	E	E	E	E		Ⓔ
		⑫	調査測定を推進します。	A	A	A	A	A	A	A		A
12	土壌汚染の防止	①	埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止に関する条例の制定を検討します。	D	D	D	C	A	A	A	C	
		②	平成 17 年(2005)度までに土壌汚染調査を推進します。	C	C	C	C	C	C	C		
		③	過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。	E	E	E	E	E	E	E		E
		④	土壌汚染調査時の環境基準達成件数を 100%にします。	A	A	A	A	A	A	A		A
		⑤	市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。	E	E	E	E	E	E	E		E
13	騒音・振動の防止	①	騒音に係る環境基準を 100%達成します。	D	D	D	D	D	D	D	C	
		②	騒音・振動測定体制を充実します。	C	C	C	C	C	C	C		C
14	悪臭の防止	①	事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C	
15	化学物質による汚染の防止	①	ダイオキシンの環境基準を 100%達成します。	B	B	B	B	B	B	B	C	
		②	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。	E	E	E	E	E	E	E		E
16	省資源・省エネルギーの推進	①	公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。	D	D	C	B	B	B	B	C	
		②	上水使用量を平成 2 年(1990)度レベルへ削減します。	E	E	E	E	E	E	E		
		③	平成 15 年(2003)度までに市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。	E	A	A	A	A	A	A		A

【参考】

旧計画における目標進捗状況 (3/3)

施策の方向		平成 27 年(2015)度までの目標				目標進捗状況 A:達成～E;未達成							総合 評価	
						H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現														
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。				B	B	B	B	B	B	B	C
		②	平成 17 年(2005)度までに燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998)度実績の 90%にします。				D	D	D	D	D	D	D	
		③	平成 22 年(2010)度までに燃やせるごみの発生量を平成 10 年(1998)度実績の 50%にします。				D	D	D	D	D	D	D	
		④	平成 17 年(2005)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し 25%にします。				B	B	B	B	B	B	B	
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。				B	B	B	B	B	B	B	B
		②	平成 17 年(2005)度までに学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。				D	D	D	C	C	C	C	
		③	平成 22 年(2010)度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0 を目指します。				C	C	C	C	C	C	A	
		④	平成 13 年(2001)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。				A	A	A	A	A	A	A	
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取組みの推進														
19	地球環境問題への取組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。				C	C	C	C	C	C	C	C
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。				C	B	B	B	B	B	B	
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。				A	A	A	A	A	A	A	
		④	酸性雨対策を推進します。				C	C	C	C	C	C	C	
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。				D	C	C	C	C	C	C	
		⑥	1 人当たりの温室効果ガス排出量を、平成 22 年(2010)度までに平成 2 年(1990)度レベルより 20%削減します。				E	E	E	E	E	E	D	
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。				E	E	D	D	D	D	D	C
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。				E	D	D	C	C	C	C	
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。				B	B	B	B	B	B	B	
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成します。				D	A	A	A	A	A	A	C
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。				C	B	B	B	B	B	B	
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。				B	B	B	B	B	B	B	
		④	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。				E	E	E	E	E	E	E	
22	市・市民・事業者・民間団体の協働(パートナーシップ)	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。				D	D	B	B	B	B	B	C
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。				D	D	C	C	C	C	C	
		③	平成 12 年(2000)度までに、市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。				C	C	C	C	C	C	C	
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。				C	C	B	B	B	B	B	B
		②	河川や大気など、広域的取組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。				C	B	B	B	B	B	B	
24	環境影響評価の推進	①	環境影響評価制度づくりを検討します。				E	E	E	E	E	E	D	D
		②	開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。				D	D	D	D	D	D	D	
25	環境監査の普及	①	平成 12 年(2000)度までに市庁舎及び文化センターにおいて ISO14001 の認証を取得し、実施内容や結果などを市民へ PR します。				A	A	A	A	A	A	A	C
		②	市内事業所における ISO14001 認証取得を支援します。				D	D	D	D	D	D	D	

用語解説

〔あ行〕

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格のことです。

アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることです。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物であり、主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別されます。主な産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなどです。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、生体に対しては、気道系を通じて肺に滞留、沈着し、肺繊維症のほか、肺がん、中皮腫の原因になることが認められています。日本では、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになりました。

健康影響 石綿を吸ってから長い年月を経てから症状が出てくることが多く、特に悪性中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜などにできる悪性腫瘍で、20～50年という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされています。

硫黄酸化物(SO_x)

主に二酸化硫黄(SO₂)や、三酸化硫黄(SO₃)等の硫黄が酸化した物質の総称のことで「大気汚染防止法」(昭和43年(1968年))ではばい煙の種類として規定しています。石炭、石油等の化石燃料の燃焼によって発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の原因の一つになっています。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには、窒息に至る場合もあります。

EMボカシ(EM発行資材)

EMで有機物(米ヌカ、油カスなど)を発酵させたものをいい、一般でいうボカシ肥料と同じようなものです。発酵過程でEMを増殖させ、その密度を高め、ほ場では有機物がEMを増殖させる餌となります。

EPN

有機燐化合物の一種です。

※有機燐化合物「O-P」……パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの物質を指す → 農薬

オゾン層

地表から20～25キロメートルの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことです。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射

して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表的なものとして、二酸化炭素などがあげられます。

〔か行〕

化学的酸素要求量(COD)

水の汚れを示す指標の一つで、水中の有機物質の濃度を表し、この値が大きいほど水が汚れています。

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水を戸別にまとめて処理する装置のことです。

カドミウム(Cd)

銀白色の軟らかい金属で、めっき、合金等に用いられます。カドミウムを含む水や食品を摂取すると中毒を起こします。

環境監査

環境管理の一連のしくみの中で、自主的な環境管理に関する計画などの点検作業のことです。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされている基準のことです。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を順守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直）のサイクルで推進していきます。

クロム(Cr)

金属クロムは、空気及び湿気に対して極めて安定で、日用品、装飾品を始めとして広くメッキに用いられます。クロム化合物中、六価クロム(Cr⁶⁺)は猛毒で、皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取が続くと肝臓、腎臓、ひ臓への蓄積が起こります。また、多量に摂取すると、嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし、死に至ることもあります。

コンポスト

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られた堆肥のことです。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用します。

〔さ行〕

サーマル・リサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

産業廃棄物

事業活動に伴い、工場、建設現場等から排出される廃棄物のことです。

酸性雨

石油、石炭など化石燃料を消費することによって大気中に放出される硫酸化物中の硫黄分、窒素酸化物の窒素分を凝結核として降る雨のことです。（硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶解込み、pHが5.6以下の強い酸性を示す雨）

シアン(CN)

無色で特有の臭気をもち、シアン化合物としては青酸カリ（シアン化カリウム）、青酸ソーダ（シアン化ナトリウム）等があります。化合物によって用途は異なりますが、他の化学物質の原料、触媒、メッキなどの工業分野で使われています。シアン化水素はタバコの煙にも含まれています。

健康影響 無機シアン化合物は、非常に強い毒性を持っています。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどの症状を起こすとの報告があります。

市街化区域

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められる区域です。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園です。ドイツのクラインガルテンが有名です。

水素イオン濃度(pH)

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH7が中性、これより数値が低く0に近づくほど強い酸性を示します。

生産緑地

広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地です。

狭義には生産緑地法に基づいて指定されている市街化区域内の緑地です。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

ゼロエミッション

一産業部門から出る廃棄物を他の部門の再生原料として転換することにより、大気、水等環境への付加を一切なくすことです。1994年に国際連合大学が「ゼロ・エミッション研究機構」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められています。

全窒素(T-N)

水中の窒素分には有機態窒素と無機態窒素があり、その合計のことをいいます。

全リン(T-P)

リンは生物体ではリン酸の形で核酸などを形成しており、代謝されて尿に排泄されたリンの全量を表したものです。

雑木林

様々な種々の樹木が混じって生えている林です。

総水銀(T-Hg)

水銀化合物には有機水銀と無機水銀があります。無機水銀は、公共用水域内で有機水銀化しているため、これらの水銀をまとめて総水銀とし、汚染状況を示す基準としています。有機水銀中毒として、水俣病が知られています。

健康影響 水銀は、脳の中に蓄積しやすく、体内で酸化反応を受ける前に脳に移行すると水銀によって中枢神経障害を起こす恐れがあります。有機水銀化合物は、無機水銀化合物に比べ毒性が強いと

されています。メチル水銀は神経細胞中のたんぱく質の構造を変えることによって、神経細胞を変性、壊死させると考えられており、特に胎児への影響が大きいとされています。

〔た行〕

第一種兼業農家

農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以上の農家のことです。なお、農業での収入が50%以下の農家のことを第二種兼業農家といいます。

ダイオキシン類

一般には、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）およびポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称のことです。ダイオキシン類には、塩素の数や配置によりPCDDで75種類、PCDFで135種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

健康影響 人体に対する影響は、発癌とその他症状です。人における発癌は、化学工場の従事者や、2,4,5-Tの散布をした農夫などの集団で全癌死亡率の上昇が報告されています。また、部位別に呼吸器癌、非ホジキンリンパ腫、軟部組織肉腫等の発生率の上昇が観察されています。過去、西日本において発生した油症では、原因となった米ぬか、患者の体液等からPCDFが検出され、様々な皮膚症状、視力減退、痺れなどの神経症状が観察されました。ダイオキシンの人体影響については未解明な部分が多く、今後とも引き続き毒性試験や人体への影響について調査研究を推進することが重要とされています。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林（特に熱帯林）の減少、野生生物種の減少、砂漠化のように人の活動によって地球規模の環境に影響を及ぼす問題のことです。

地区計画

地区計画とは、身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。

一般的な建築物のルールを守って建築物を建てた場合でも、周辺と調和しない建築物が建てられることがあります。地区計画を活用すると、地区の実情に合ったより良い居住環境やまち並みを誘導することができます。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。

低公害車

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車があります。

テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。引火性が低く、容易に油を溶かすという性質があります。このため、ドライクリーニングの溶剤として洗濯業で使われたり、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。現在では、代替フロン原料としての用途が最も多くなっています。

健康影響 高濃度のテトラクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度のテトラクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

dB(デシベル)

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。

等価騒音レベル

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下水に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)

ダイオキシン類は多数の毒性の異なる同族体の混合物として存在します。そこで、個々の同族体の毒性の強さを、最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を1として表した係数が毒性等価係数となります。

ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフランが10種、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが7種、コプラナーポリ塩化ビフェニルが12種、毒性があるものとして毒性等価係数を与えられています。

毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

土地区画整理

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道路、公園、上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式のことです。

トリクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。今日では、代替フロン原料として需要が増え、金属の洗浄用途を上まわっています。

健康影響 高濃度のトリクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められます。

〔な行〕

七都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したものです。なお、八都県市とは、七都県市にさいたま市を加えたものです。

鉛(Pb)

蒼白色の軟らかく重い金属で、大量に摂取すると腹痛、嘔吐、下痢等の急性中毒を起こし、激しい胃腸炎等で死に至ることもあります。

二酸化硫黄(SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激臭のある無色の気体で、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻やノドの粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

農薬

農薬とは農薬取締法で規定されている薬剤のことをいい、農作物等に害を与える病害虫の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤などや、農作物等の生理機能の増進に用いられる植物成長調整剤などがあり、用途によって分類されています。また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬の一種とされています。

平成 15 年の食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月末より残留農薬基準が定められていない農薬については、人の健康を損なうおそれのない量（一律基準＝0.01ppm）を設定し、それを超えた残留のある農産物の販売等が禁止されています。

ノルマルヘキサン抽出物質

水中の「油分等」を表わす指標として用いられる、動植物油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックスグリース等の総称で、溶媒である n-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質のことを言い、その中には農薬、染料、フェノール等も含まれます。油分等は、直接及び間接に魚介類の死を引き起こすとともに、魚介類に着臭し、その商品価値を失わせます。

水質汚濁に係る環境基準では、海域における生活環境項目について、A 及び B 類型で「検出されないこと」と定められています（河川および湖沼については基準値はありません）。

〔は行〕

80%レンジ

振動が不規則かつ大幅に変動する場合の変動幅を表す量です。ある実測時間内に多数回の測定を行い、全ての測定結果を大きさの順に並べ、上下各 10%をカットしたものが 80%レンジです。工場などの振動規制をする際には、80%レンジの上端値(L₁₀)を採用します。80%レンジの上端値(L₁₀)は累積度数の 90%に、80%レンジの下端値(L₉₀)は累積度数の 10%に相当します。

ピコグラム(pg)

ピコグラムとは 1 兆分の 1 グラムのことです。また、ナノグラム (ng) とは 10 億分の 1 グラ

ムのことです。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしします。

砒素(A s)

天然には鉱物中に主に硫化物として存在し、環境水中では亜砒酸あるいは砒酸として存在します。毒性が強く、発がん物質でもあります。

健康影響 人に対する砒素化合物の急性毒性の強さは、アルシン>亜砒酸塩>砒酸塩>有機砒素化合物の順で強いと考えられています。急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、抹消神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kgあたり 1.5～500mgと考えられています。

ふるさと埼玉の緑を守る条例

昭和 54 年 3 月に策定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としています。

浮遊物質量(S S)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値 (mg/l) が大きいほど、その水の濁りが多いことを示します。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。毒性は小さく、化学的に安定しているため、クーラーや冷蔵庫の冷媒、スプレー噴霧剤などに使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減に向けた取り組みが進められています。

ベンゼン

ベンゼンは 19 世紀前半に、圧縮した鯨油の分解ガスからはじめて取り出されました。常温で揮発性や引火性が高い物質であり、発がん性もあるので取り扱いには注意が必要です。ガソリンの中にも含まれて (現在の基準では体積比 1%以下) いるため、主に自動車などの排気ガスに含まれて排出されている。

健康影響 遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において白血病を引き起こすことに関し十分な証拠があると考えられている。

保護地区

身近で貴重な自然を次世代に残すために、所有者の協力を得て、雑木林や樹林を保護すべき地区(山林)として指定した場所のことです。

〔や行〕

谷津

台地に刻まれた谷の斜面や谷底から湧き出る地下水(湧水)によって作られた低湿地のことです。

有機リン化合物(O-P)

リン原子が炭化水素基と結合している化合物のことです。多くは殺虫剤に使用されます。初期の有機リン系殺虫剤は、哺乳動物や鳥類に対する毒性が強く野生生物への影響が出たが、最近の化合物は

毒性が低くなり、生物に対する危険性は低下しています。

要請限度

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができます。

溶存酸素量(DO)

水中に保持されている酸素のことです。一般に、汚染が進むと酸素の濃度は低下します。

北本市環境基本計画

年次報告書（平成22年度版）

発 行 北本市

発行日 平成22年 月

編 集 北本市市民経済部みどり環境課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111